

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に3.5%（税抜き）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）
- ・ 分配金を税引き後無手数料で再投資するコースはありません。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第1号
本店所在地	〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3-23-21
加入協会	日本証券業協会
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	22億8千万円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和19年4月
連絡先	本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

（2014.3）

投資信託にかかる手数料とコストについて

購入時にかかる手数料

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても購入する口数によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律3%（税抜き）の場合は、次のように計算します。

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額} \\ \text{購入時手数料} &= \text{購入金額} \times 3\% + \text{消費税}\end{aligned}$$

<口数指定で申込の場合>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\begin{aligned}\text{購入金額} &= 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円} \\ \text{購入時手数料} &= 1,000,000 \text{ 円} \times 3\% + \text{消費税} = 30,000 \text{ 円} + \text{消費税}\end{aligned}$$

となります。

<金額指定で申込の場合・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口})$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3\% + \text{消費税}$$

$$\text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} = \text{購入金額} + \text{購入時手数料}$$

購入金額と購入時手数料を合算して1,000,000円となるよう最大の購入口数を1口単位に計算して求めます。

従って、1,000,000円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

運用（保有）時にかかる手数料

投資信託の運用中は「信託報酬」が計算され資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

解約（換金）時にかかる手数料

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例：信託財産留保額が0.3%の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円（10,000 口当り）の場合は

$$\text{信託財産留保額} = 10,000 \text{ 円} \times 0.3\% = 30 \text{ 円}$$

$$\text{解約価額} = 10,000 \text{ 円} - 30 \text{ 円} = 9,970 \text{ 円(10,000 口当り)} \text{ となります。}$$

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とからない場合があります。かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

僕もFX取引で
困ってるんだ。
どうしよう…。



投資信託の取引で
困ったわ。どうしたら
いいかしら。



株取引のトラブル、
どこに聞けば
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック

証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC)は、

法律に基づく公的な団体が連携した紛争解決機関です。2011年4月、**特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関(金融庁指定)**としての業務を開始しました。

証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX等のトラブルを**公正・中立な立場で解決**を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、保険、商品先物取引などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません。)公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。)

詳しくはホームページへ

<http://www.finmac.or.jp>

FINMAC

検索



ご相談は
お気軽に!



フリーダイヤル

0120-64-5005

●月曜日～金曜日(祝日等を除く) ●午前9時～午後5時



03-3669-9833



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



かいはつサポート

証券紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館



FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した新たな苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法^(※1)の指定・認定やADR促進法^(※2)に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。
また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは損害賠償請求額に応じ、2千円から5万円をご負担していただきます。

身近!

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情
無料

まずは、お電話ください。
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



あっせん申立金
2千円から5万円

あっせんの場合には、公正・
中立の立場の弁護士があっ
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1~3回程度の話し合いに
より、あっせんの成立(和解)、
打ち切りなど対応がなされます。

解決



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

(月~金曜日9:00~17:00 祝日等を除く)

<http://www.finmac.or.jp>



投資信託説明書(交付目論見書) 中国人民元マネジメント 債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

商品分類			属性区分				
単 位 型 ・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資 産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「中国人民元マネジメント債券ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出しており、平成26年2月7日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号
 設立年月日:2001年12月17日
 資本金:495百万円(2013年11月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:994億円
 (2013年11月末現在)

照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>
 電話番号 03-6880-6448
 (受付時間:営業日の9時~17時)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 リそな銀行

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1. 実質的な運用は「CCBI China Value Bond Fund」受益証券への投資を通じて行います。

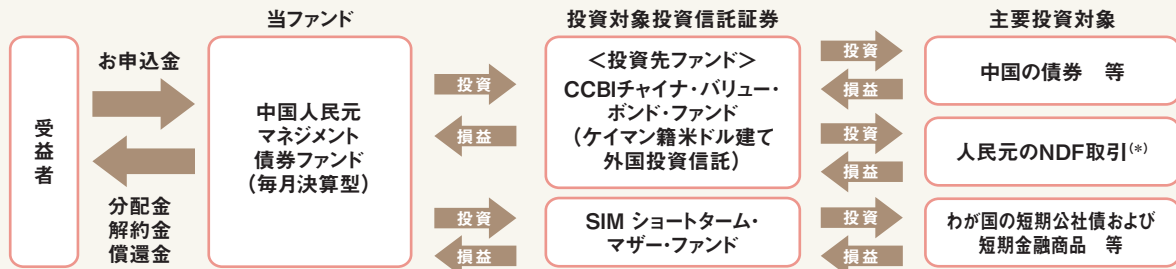
- ・当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。
- ・CCBI China Value Bond Fundは、ケイマン籍の米ドル建て外国投資信託です(以下「投資先ファンド」ということがあります。〈投資先ファンドの概要〉をご参照ください。)
- ・主として投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券にも投資します。

2. 主として、中国の債券に投資します。

- ・中国関連発行体が発行する人民元建て以外の社債を中心に、人民元建て以外の中国の国債・金融債などに投資することもあります。
*投資に関する規制や環境の変化等によって、投資することが可能になった場合には、中国本土または中国本土以外で発行された人民元建ての中国関連発行体の社債や、人民元建ての中国の国債・金融債に投資することがあります。
(注)中国関連発行体とは、中国本土にある企業または中国本土と関わり深い企業(詳しくは〈投資先ファンドの概要〉をご参照ください。)をいいます。

3. 人民元のノン・デリバブル・フォワード取引(以下「NDF取引」といいます)を行います。

- ・基本的に米ドル建ての中国債券に投資するとともに、ほぼ同額程度の人民元のNDF取引(人民元買い/米ドル売り)を行い、実質的に人民元のNDF相場の影響を受けるポジションを作ります。(米ドル建て以外の債券の場合も同様に、原則として、人民元買いのNDF取引を行います。)



(*) NDF取引とは、ノン・デリバブル・フォワード(Non Deliverable Forward)を略したものです。元本相当部分の受渡しをせずに、取引の当事者同士が契約時に決めた価格と、決済期日の価格との差額に元本相当額を乗じた分だけを、外貨(米ドルなど)で受渡しする取引のことです。人民元NDF取引は、人民元の現物受渡しの伴わない先渡取引のことで、人民元は必要としません。人民元NDFレートは、将来の人民元の上昇と下落の期待値が入りますので、中国人民銀行(中央銀行)の公示する直物レートと差が生じます。

(ご留意点)

当ファンドは人民元のNDF取引を行うことで、人民元のNDFレートの影響を受けるポジションを作ります。人民元のNDF取引は、中国国内の金利と海外の金利との裁定がほとんど働かない、オフショアでの非居住者間の相対取引によって市場が形成されています。このため、中国の国内金利と米国金利との差から想定される為替レート(理論的に取引価格に反映する為替ヘッジプレミアム/コスト)と大きく乖離することがあります。需給や人民元に対する市場参加者の期待等による影響を大きく受けますので、留意が必要です。またNDF取引は、原則として、決済の都度、新たなNDF取引を行うことを繰り返していきます。

4. 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5. 投資先ファンドの運用は、中国建設銀行傘下の建銀国際アセット・マネジメント(CCB International Asset Management Limited、以下「建銀国際アセット」といいます)が行います。

中国建設銀行は、中国銀行、中国工商銀行、中国農業銀行とならび、中国の四大国有商業銀行の一つとされています。1954年10月、中国人民建設銀行として創設され、1996年3月、中国建設銀行に改称しました。2005年10月、中国の四大国有商業銀行として初めて、香港証券取引所に上場しました。建銀国際アセットは、中国建設銀行が100%出資するCCB International Limitedの100%子会社です。

主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

分配について

原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を行うことをめざします。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金	分配金

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

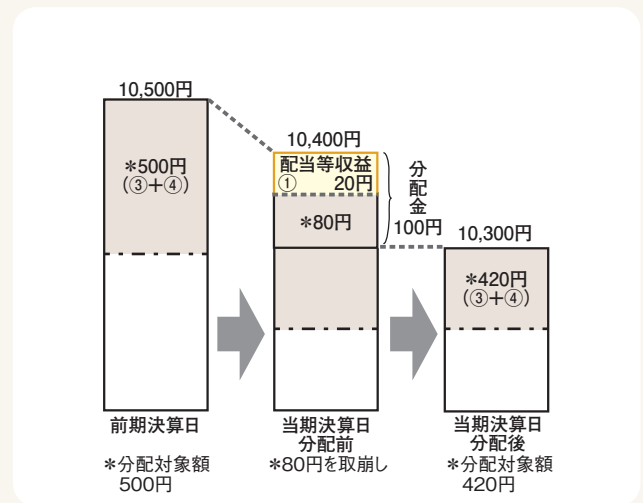
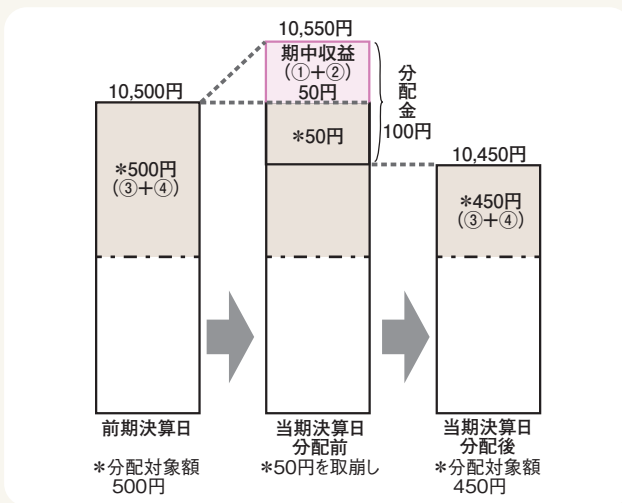


- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



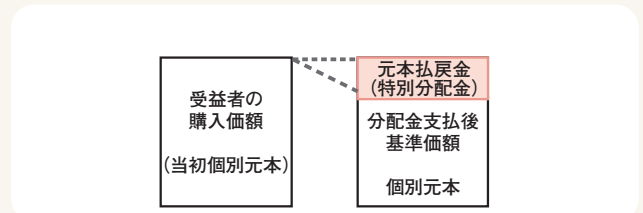
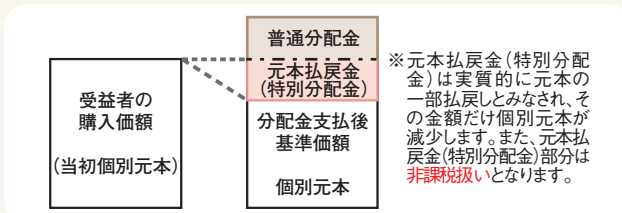
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少し(特別分配金)ます。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

|||| 主な変動要因

価格変動リスク (金利変動リスク)	債券の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。債券の発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落する場合もあり、倒産等の場合などは無価値となることもあります。また市場規模や取引量が小さい国・地域の債券の価格は大きく変動することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。また市場規模や取引量が小さい国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。また、NDF市場の動きは直物為替市場の動きと異なるため、NDFの価格は金利差から想定される水準とは大きく乖離することがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- ・分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の利子等収入および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者の個別元本によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

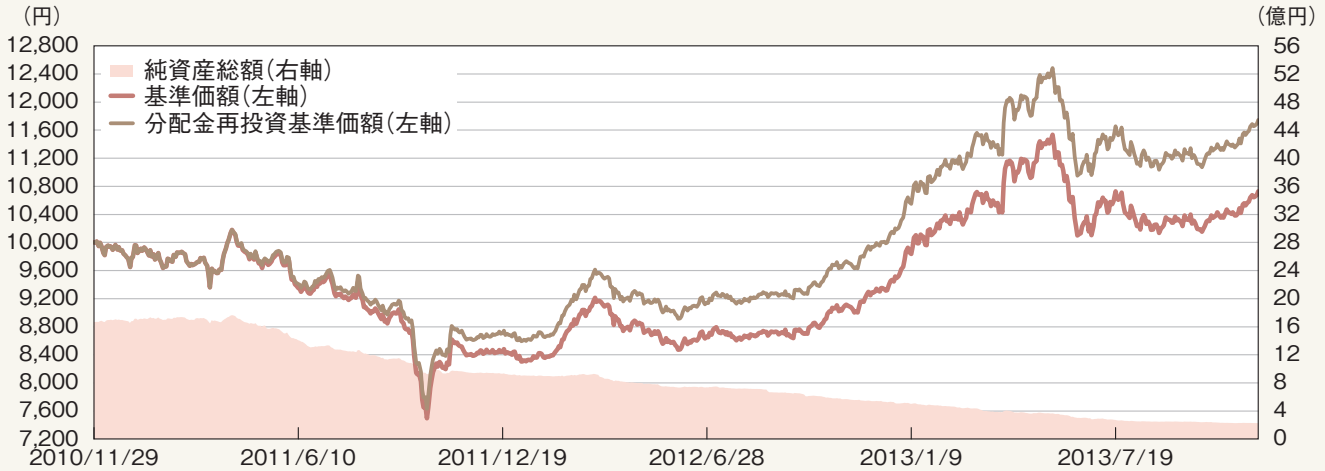
※上記体制は2013年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

運用実績

(2013年11月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。
 ※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

直近1年間累計:240円、設定来累計:835円

決算期	12年12月	13年 1月	13年 2月	13年 3月	13年 4月	13年 5月	13年 6月	13年 7月	13年 8月	13年 9月	13年10月	13年11月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

[組入上位銘柄]

	債券発行体名	利率	償還日	通貨	業種	構成比率
1	Want Want China Finance Ltd	1.875%	2018/05/14	米ドル	一般消費財	13.4%
2	Yanzhou Coal International Resources Development Co Ltd	5.73%	2022/05/16	米ドル	商品	13.1%
3	Parkson Retail Group Ltd	4.5%	2018/05/03	米ドル	一般消費財	12.5%
4	China Uranium Development Co Ltd	3.5%	2018/10/08	米ドル	公益	9.3%
5	Poly Real Estate Finance Ltd	4.5%	2018/08/06	米ドル	不動産	9.2%
6	Sinopec Group Oversea Development Ltd	4.375%	2023/10/17	米ドル	エネルギー	9.2%
7	Prosperous Ray Ltd	4.625%	2023/11/12	米ドル	一般消費財	9.1%
8	CLP Power Hong Kong Ltd	2.875%	2023/04/26	米ドル	公益	8.3%
9	Champion REIT	3.75%	2023/01/17	米ドル	不動産	8.0%

※上記の業種は建銀国際アセットの業種区分に基づいています。

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。〈暦年ベース〉

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2010年は設定日(11月29日)から年末までの収益率、2013年は年初来11月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.5%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成26年2月7日から平成27年2月9日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として、平成32年11月10日までとします(平成22年11月29日設定)。 ※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年12回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	1,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年5月および11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● ニューヨークの銀行休業日およびその前営業日 ● 香港の銀行休業日およびその前営業日 ● シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

手続・手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.675%*(税抜3.5%)を上限 として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 *平成26年4月1日以降は、3.78%となります。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年 1.0395%*(税抜0.99%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 *平成26年4月1日以降は、1.0692%となります。 運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします(括弧内は税抜です)。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～平成26年3月31日まで</th> <th>平成26年4月1日以降～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運用管理費用(信託報酬)<年率></td> <td>合計1.0395%(0.990%)</td> <td>合計1.0692%(0.990%)</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.42525%(0.405%)</td> <td>0.43740%(0.405%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.58800%(0.560%)</td> <td>0.60480%(0.560%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02625%(0.025%)</td> <td>0.02700%(0.025%)</td> </tr> </tbody> </table>		～平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降～	運用管理費用(信託報酬)<年率>	合計1.0395%(0.990%)	合計1.0692%(0.990%)	委託会社	0.42525%(0.405%)	0.43740%(0.405%)	販売会社	0.58800%(0.560%)	0.60480%(0.560%)	受託会社	0.02625%(0.025%)	0.02700%(0.025%)
		～平成26年3月31日まで	平成26年4月1日以降～														
運用管理費用(信託報酬)<年率>	合計1.0395%(0.990%)	合計1.0692%(0.990%)															
委託会社	0.42525%(0.405%)	0.43740%(0.405%)															
販売会社	0.58800%(0.560%)	0.60480%(0.560%)															
受託会社	0.02625%(0.025%)	0.02700%(0.025%)															
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して年率 0.75%																
	実質的な負担	年率1.7895%程度*(税込) *平成26年4月1日以降は、1.8192%程度となります。															
その他の費用・ 手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用等がファンドから支払われます。															
	投資先ファンド	また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。															
※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。																	

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

追加的記載事項 <投資先ファンドの概要>

ファンド名	CCBIチャイナ・バリュー・ボンド・ファンド(CCBI China Value Bond Fund)
形態	ケイマン籍米ドル建て外国投資信託受益証券
主な投資対象	A) 有価証券 中国関連発行体※の人民元建て以外の社債や、人民元建て以外の中国の国債・金融債 ※中国関連発行体とは、主に、以下の条件のいずれかを満たす企業をいいます。 ・中国本土の企業 ・ほとんどの業務基盤が中国本土にある企業、または発行済株式の大部分を中国本土の企業が直接的または間接的に保有している企業 ・収益の50%以上を中国本土から得ている企業 ・総資産の50%以上が中国本土にある企業 (注)投資に関する規制や環境の変化等によって、投資することが可能になった場合には、中国本土または中国本土以外で発行された人民元建ての中国関連発行体の社債や、人民元建ての中国の国債・金融債に投資することがあります。 B) ノン・デリバラブル・フォワード(NDF)取引 人民元建て以外の有価証券に対し、人民元買いの取引(為替予約を行う場合もあります)
主な投資態度	①中国の債券等に投資し、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 ②人民元建て以外の中国債券等についてはNDF取引等を行います。人民元建て中国債券に投資できる場合は、投資する可能性もあります。

中国人民元マネジメント債券ファンド (毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

新生インベストメント・マネジメント

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

◆この目論見書により行なう「中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年2月6日に関東財務局長に提出しており、平成26年2月7日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 平成26年2月6日
発行者名	: 新生インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 吉田 浩一
本店の所在の場所	: 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。）の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	2
第1【ファンドの状況】	2
第2【管理及び運営】	29
第3【ファンドの経理状況】	35
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	78
第三部【委託会社等の情報】	79
約款	111

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）（以下「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

600億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.675%*（税抜3.5%）が上限となっております。

*平成26年4月1日以降は、3.78%となります。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成26年2月7日から平成27年2月9日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/ 電話番号：03-6880-6448 受付時間：営業日の9時～17時
--

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファン ド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (含、日本) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり ()
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券(一般)))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

- 単位型投信・追加型投信の区分
 - 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
 - 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
- 投資対象地域による区分
 - 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
- 投資対象資産による区分
 - 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、

その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合……………目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

(1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型……………目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

① 一般……………次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

② 大型株……………目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③ 中小型株……………目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

① 一般……………次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

② 公債……………目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③ 社債……………目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④ その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤ 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信……………これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産……………組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合……………以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

① 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

② 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

① 年1回……………目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

② 年2回……………目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③ 年4回……………目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④ 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤ 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥ 日々……………目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦ その他……………上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

① グローバル……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

② 日本……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③ 北米……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④ 欧州……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤ アジア……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥ オセアニア……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ……………目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド……………目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経 225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型……………目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

中国の債券に投資しインカム・ゲインの獲得をめざすとともに、人民元のノン・デリバラブル・フォワード取引（以下「NDF 取引」といいます。）などを行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

1. 実質的な運用は「CCBI China Value Bond Fund」受益証券への投資を通じて行います。

- ・当ファンドはファンド・オブ・ファンズです。
- ・CCBI China Value Bond Fund は、ケイマン籍の米ドル建て外国投資信託です（以下「投資先ファンド」ということがあります。）。
- ・主として投資先ファンドに投資しますが、そのほか国内投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券にも投資します。

2. 主として、中国の債券に投資します。

- ・中国関連発行体が発行する人民元建て以外の社債を中心に、人民元建て以外の中国の国債・金融債などに投資することもあります。
*投資に関する規制や環境の変化等によって、投資することが可能になった場合には、中国本土または中国本土以外で発行された人民元建ての中国関連発行体の社債や、人民元建ての中国の国債・金融債に投資することがあります。

(注) 中国関連発行体とは、中国本土の企業または中国本土と関わりの深い企業（詳しくは投資先ファンドの概要をご参照ください。）をいいます。

3. 人民元の NDF 取引*を行います。

- ・基本的に米ドル建ての中国債券に投資するとともに、ほぼ同額程度の人民元の NDF 取引（人民元買い／米ドル売り）を行い、実質的に人民元の NDF 相場の影響を受けるポジションを作ります。（米ドル建て以外の債券の場合も同様に、原則として、人民元買いの NDF 取引を行います。）

(*) NDF 取引とは、ノン・デリバラブル・フォワード(Non Deliverable Forward)を略したものです。元本相当部分の受渡しをせずに、取引の当事者同士が契約時に決めた価格と、決済期日の価格との差額に元本相当額を乗じた分だけを外貨（米ドルなど）で受渡しする取引のことです。人民元 NDF 取引は、人民元の現物受渡しの伴わない先渡取引のことで、人民元は必要としません。人民元 NDF レートは、将来の人民元の上昇と下落の期待値が入りますので、中国人民銀行（中央銀行）の公示する直物レートと差が生じます。

(ご留意点)

当ファンドは人民元の NDF 取引を行うことで、人民元の NDF レートの影響を受けるポジションを作ります。人民元の NDF 取引は、中国国内の金利と海外の金利との裁定がほとんど働かない、オフショアでの非居住者間の相対取引によって市場が形成されています。このため、中国の国内金利と米国金利との差から想定される為替レート（理論的に取引価格に反映する為替ヘッジプレミアム／コスト）と大きく乖離することがあります。需給や人民元に対する市場参加者の期待等による影響を大きく受けますので、留意が必要です。また NDF 取引は、原則として、決済の都度、新たな NDF 取引を行うことを繰り返していきます。

4. 実質組入外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5. 投資先ファンドの運用は、中国建設銀行傘下の建銀国際アセット・マネジメント（CCB International Asset Management Limited、以下「建銀国際アセット」といいます。）が行います。

中国建設銀行は、中国銀行、中国工商銀行、中国農業銀行とならび、中国の四大国有商業銀行の一つとされています。1954年10月、中国人民建設銀行として創設され、1996年3月、中国建設銀行に改称しました。2005年10月、中国の四大国有商業銀行として初めて、香港証券取引所に上場しました。

建銀国際アセットは、中国建設銀行が100%出資する CCB International Limited の100%子会社です。

6. 毎月決算を行い、安定した分配を行うことをめざします。

原則として、毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を行うことをめざします。

※分配金はあらかじめ一定の額を約束するものではありません。また、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

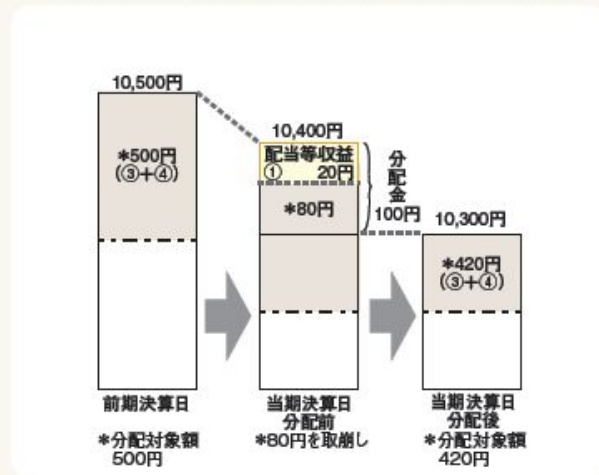
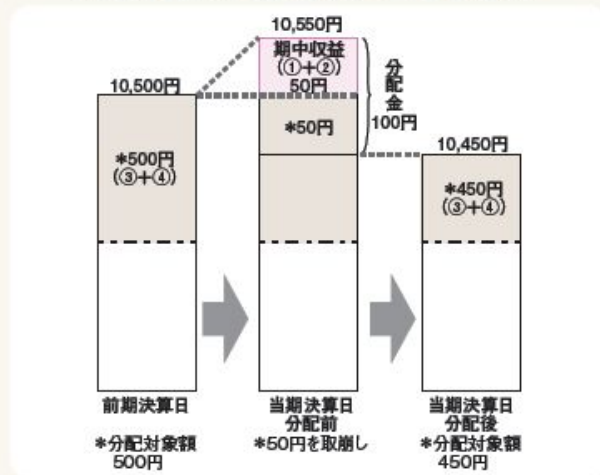


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)



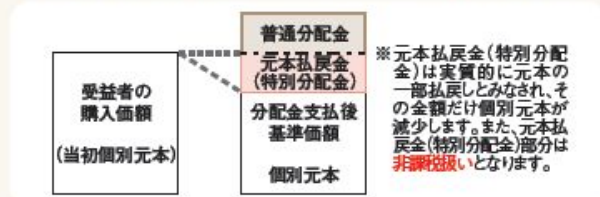
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その全額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少し(特別分配金)ます。

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

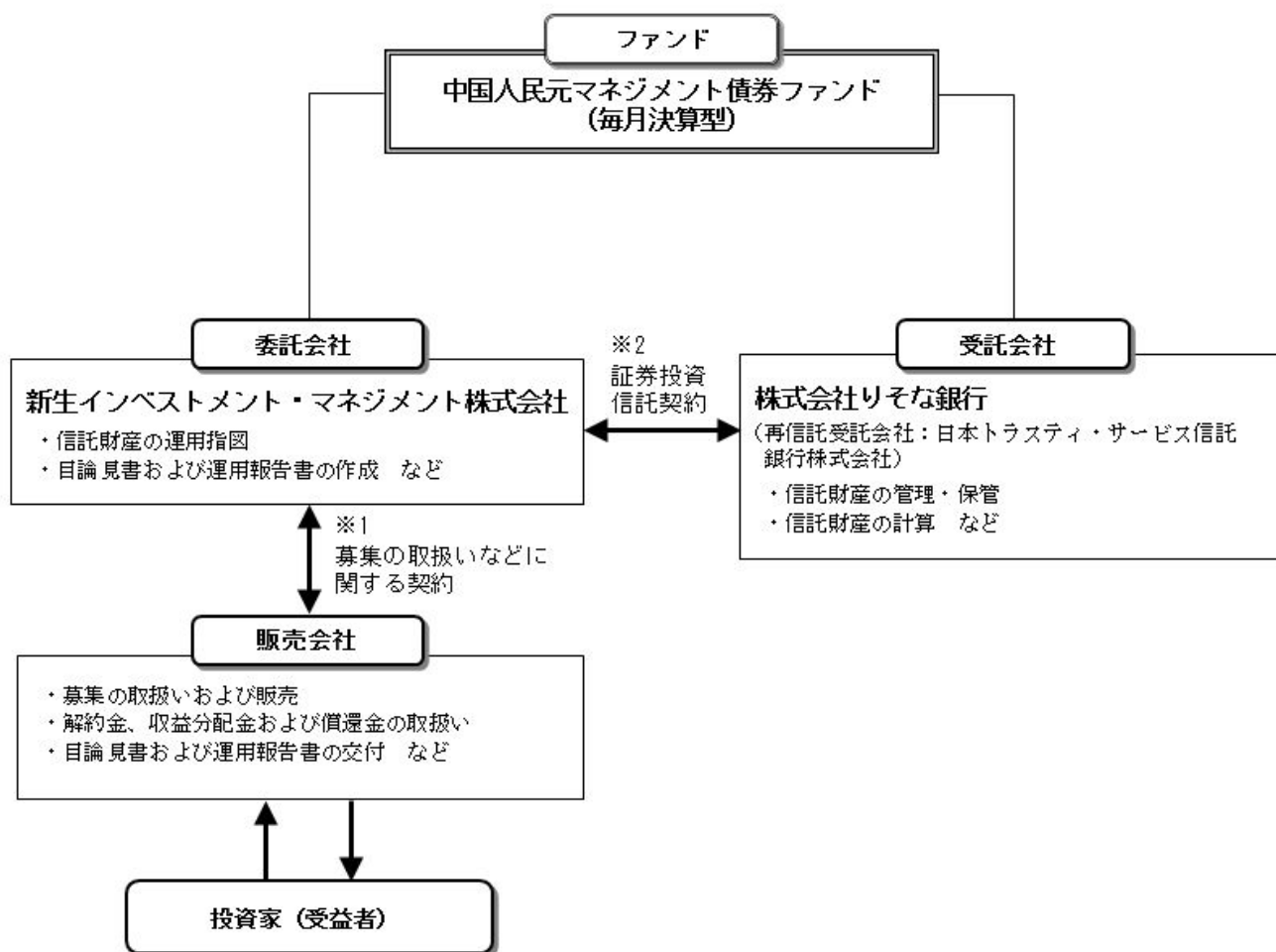
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年11月29日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（平成 25 年 11 月末現在）

1) 資本金

4 億 9,500 万円

2) 沿革

平成 13 年 12 月 17 日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成 14 年 2 月 13 日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成 15 年 3 月 12 日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成 19 年 9 月 30 日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号	9,900 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 投資先ファンドへの投資を通じて、中国の債券等に投資し、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

※当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

② 投資先ファンドにおいて、人民元建以外の中国債券に対しては、原則としてノン・デリバブル・フォワード取引等を行います。人民元建中国債券に投資できる場合は人民元建中国債券に投資することもあります。

③ 投資信託証券への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

④ 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

ケイマン籍の米ドル建外国投資信託「CCBI China Value Bond Fund」受益証券（以下「投資先ファンド」といいます。）および SIM ショートターム・マザー・ファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（上記イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

・次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、米ドル建外国投資信託である「CCBI China Value Bond Fund」受益証券および「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前項の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 委託者は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

◆投資先ファンドの概要

1) CCBI チャイナ・バリュー・ボンド・ファンド

ファンド名	CCBI チャイナ・バリュー・ボンド・ファンド (CCBI China Value Bond Fund)	
形態	ケイマン籍の米ドル建て外国投資信託受益証券 (契約型投資信託)	
主な投資対象	<p>A) 有価証券 中国関連発行体*の人民元建て以外の社債や、人民元建て以外の中国の国債・金融債 ※中国関連発行体とは、主に、以下の条件のいずれかを満たす企業をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国本土の企業 ・ほとんどの業務基盤が中国本土にある企業、または発行済株式の大部分を中国本土の企業が直接的または間接的に保有している企業 ・収益の50%以上を中国本土から得ている企業 ・総資産の50%以上が中国本土にある企業 <p>(注) 投資に関する規制や環境の変化等によって、投資することが可能になった場合には、中国本土または中国本土以外で発行された人民元建ての中国関連発行体の社債や、人民元建ての中国の国債・金融債に投資することがあります。</p> <p>B) ノン・デリバラブル・フォワード (NDF) 取引 人民元建て以外の有価証券に対して、当該通貨売り/人民元買いの取引 (為替予約を行う場合もあります。)</p>	
運用の基本方針	インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。	
主な投資態度	<p>①中国の債券等に投資し、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。</p> <p>②人民元建て以外の中国債券等についてはノン・デリバラブル・フォワード (NDF) 取引等を行います。人民元建て中国債券に投資できる場合は、投資する可能性もあります。</p> <p>③市況動向や、当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったとき等ならびに運用資産が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・同一発行体から発行された債券については純資産の30%を超えて投資しません。 ・中国建設銀行またはその関連会社から発行された債券には投資しません。 ・資産担保証券への投資は行いません。 ・純資産の10%を超えて借入れは行いません。 	
決算日	年1回、12月31日	
申込手数料	かかりません。	
解約手数料	かかりません。	
運用報酬	純資産総額に対し0.75%	
その他の費用等	トラスティ兼 管理事務代行会社報酬	年率0.12% (ただし、年間最低7万米ドル) + 年6,000米ドル。
	保管会社報酬	純資産総額に応じて一定率。 ただし、月額最低1,500米ドル。
	監査費用	年22,000米ドル。
	当初設定費用	12万米ドル以上 (当初15ヶ月で償却)。
	その他費用	ケイマン登録費用 (年間3,048米ドル)、 ガバメント・フィー、サービス・フィー等
運用会社	建銀国際アセット・マネジメント (建銀国際資産管理有限公司、CCB International Asset Management Limited)	
受託会社	BNY Fund Management (Cayman) Limited	

2) SIM ショートターム・マザー・ファンド

ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託/親投資信託
主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	①外貨建て資産への投資は行いません。 ②有価証券先物取引等を行うことができます。 ③スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(3) 【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議および組織は以下の通りです。

会議	役割・機能
投資政策委員会	運用に関わる基本事項を審議し、運用が適切かつ適正に行われる体制を整えることを目的として、原則月1回会議を開催しています。 運用の基本方針の決定を行い、運用計画、投資ガイドライン等の検討を行います。
リスク管理委員会	業務執行に際して生じる多様なリスクについての基本事項および関連事項を審議、決定することを目的として、原則月1回会議を開催しています。運用リスクの管理状況、投資ガイドラインの遵守状況等の確認を行います。

組織	役割・機能
運用商品サービス部 (5名)	運用商品サービス部は、運用計画書を作成し、投資政策委員会に提出して承認を受けます。 ・当ファンドにおいては、投資環境および資金動向等により、投資対象ファンドおよびその他資産への投資割合を総合的に判断し決定します。 ・投資制限のチェック、運用成果の分析および評価、運用リスク分析等を定期的に行います。
トレーディング室	運用計画書の確認後、売買発注の執行等を行います。
管理部	信託財産の管理事務のほか、運用リスクの管理、法令遵守状況の管理も行います。

また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンドマネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

※上記の運用体制は、平成25年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<建銀国際アセット・マネジメント>

●建銀国際アセットの概要

建銀国際アセットは、香港法に基づき、2004年11月29日に設立された会社です。同社は、中国建設銀行の100%子会社であるCCB International Limitedの100%出資子会社であり、2013年12月末現在の資本金は3億香港ドルです。中国建設銀行のH株は香港証券取引所のメインボードに上場されており、また、そのA株は上海証券取引所に上場されています。

●建銀国際アセットの運用体制

チーフ・インベストメント・オフィサーを含むポートフォリオ管理部門の運用チームメンバー全員が参加する月次の投資委員会にて、投資環境を議論し、投資戦略を策定します。策定された投資戦略や投資ユニバースに基づき、銘柄選定やウエートの最終的な意思決定についてはファンド・マネジャーが行ないます。なおマクロ分析やセクター、個別銘柄の調査分析については、中国建設銀行グループからの情報提供やアドバイスを活用します。

※上記体制等は、平成25年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定するものとし、原則として、安定分配を継続的に行なうことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約*を締結します。

*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第 66 条第 1 号に規定する短期社債、同法第 117 条に規定する相互会社の社債、同法第 118 条に規定する特定社債および同法第 120 条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。ただし、信託財産の一部解約等の事由により、借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

8) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

① 価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

③ カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動を

もたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起りやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

④ 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

⑤ その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が、当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 人民元のNDF（ノン・デリバブル・フォワード）市場の動きは、人民元の直物為替市場の動きと異なり、場合により逆方向となることもありますのでご注意ください。NDFの価格は需給や市場参加者の期待等によって変動するため、中国の国内金利と米ドル金利の金利差から想定される水準とは大きく乖離することがあります。
- 6) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 7) 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の利子等収入および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者の個別元本によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

(2) リスク管理体制

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

1) 当社の基本方針と組織

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会のもとで一元的に管理する体制となっております。社内各部から集められたリスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられたのち、管理状況等につき改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。投資リスクを管理する実務担当部は以下の通りです。

組織	役割・機能
運用商品サービス部	<ul style="list-style-type: none">・ 基準価額の変動が、商品性と著しく乖離していないことを日々確認します。・ 投資ファンドおよび投資ファンドの運用を行う運用会社の評価については、定期的に見直し、その結果を投資政策委員会に報告します。
管理部	<ul style="list-style-type: none">・ 投資ガイドラインや社内規定に基づく運用制限のモニタリングを行います。・ 法令および信託約款の遵守状況をモニタリングします。

2) コンプライアンス体制

コンプライアンス・オフィサーは、当社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導を行います。また、コンプライアンス委員会を設置し、社内の現状と問題点の報告に基づき、効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は平成 25 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<建銀国際アセット・マネジメント>

ポートフォリオ管理部門が、投資行動、リスクレベル、パフォーマンスおよびセクター、銘柄のエクスポージャー等を日々確認します。また投資委員会で定められた投資ガイドラインに従って、ポートフォリオ管理部門が運用管理を実施しているかどうか、また目論見書等の記載に反していないかどうかを独立したリスク管理部門が遵守状況をチェックしています。

※上記体制等は、平成 25 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は 3.675%* (税抜 3.5%) が上限となっております。

*平成 26 年 4 月 1 日以降は、3.78%となります。

・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。

・<自動けいぞく投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.0395%* ¹ （税抜0.99%）
投資対象とする投資信託証券	0.75%程度 [※]
実質的負担	1.7895%* ² （税抜1.74%）程度

*1 平成26年4月1日以降は、1.0692%となります。

*2 平成26年4月1日以降は、1.8192%となります。

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0395%*¹（税抜0.99%）の率を乗じて得た額とします。

・投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.75%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.7895%*²程度です。

※投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	信託報酬率（年率）			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
～平成26年3月31日まで	1.03950% (0.990%)	0.42525% (0.405%)	0.58800% (0.560%)	0.02625% (0.025%)
平成26年4月1日以降～	1.06920% (0.990%)	0.43740% (0.405%)	0.60480% (0.560%)	0.02700% (0.025%)

※括弧内は税抜です。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々、費用計上し、信託報酬の支弁される日に信託財産中から支払われます。

また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。

※その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

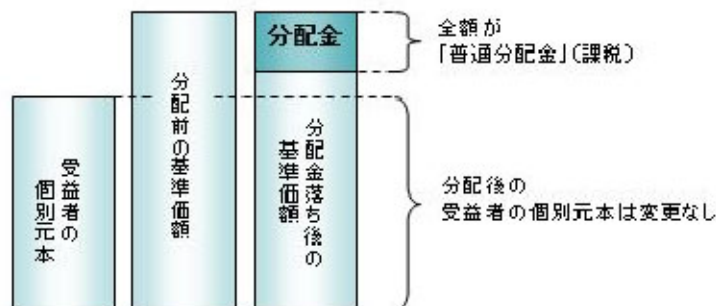
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

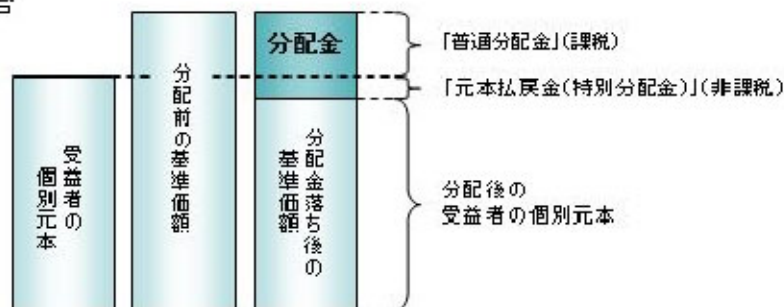
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）】

以下の運用状況は2013年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	224,275,321	98.18
親投資信託受益証券	日本	3,026,670	1.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	1,131,184	0.50
合計（純資産総額）		228,433,175	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	CCBI CHINA VALUE BOND FUND	24,472.072	9,171.71	224,450,771	9,164.54	224,275,321	98.18
日本	親投資信託受 益証券	S I M ショートターム・マザー・ ファンド	2,969,653	1.0192	3,026,670	1.0192	3,026,670	1.32

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.18
親投資信託受益証券	1.32
合計	99.50

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1 特定期間末 (2011年 5月 10日)	1,601	1,604	0.9636	0.9656
第2 特定期間末 (2011年 11月 10日)	965	969	0.8519	0.8554
第3 特定期間末 (2012年 5月 10日)	782	785	0.8684	0.8719
第4 特定期間末 (2012年 11月 12日)	555	556	0.9002	0.9022
第5 特定期間末 (2013年 5月 10日)	375	376	1.1389	1.1409
第6 特定期間末 (2013年 11月 11日)	227	227	1.0387	1.0407
2012年 11月 末日	540	—	0.9302	—
12月 末日	517	—	0.9752	—
2013年 1月 末日	479	—	1.0154	—
2月 末日	440	—	1.0299	—
3月 末日	386	—	1.0529	—
4月 末日	365	—	1.1005	—
5月 末日	346	—	1.1109	—
6月 末日	282	—	1.0227	—
7月 末日	257	—	1.0388	—
8月 末日	248	—	1.0220	—
9月 末日	246	—	1.0270	—
10月 末日	231	—	1.0469	—
11月 末日	228	—	1.0726	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金 (円)
第1 特定期間	2010年 11月 29日～2011年 5月 10日	0.0040
第2 特定期間	2011年 5月 11日～2011年 11月 10日	0.0195
第3 特定期間	2011年 11月 11日～2012年 5月 10日	0.0210
第4 特定期間	2012年 5月 11日～2012年 11月 12日	0.0150
第5 特定期間	2012年 11月 13日～2013年 5月 10日	0.0120
第6 特定期間	2013年 5月 11日～2013年 11月 11日	0.0120

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1 特定期間	2010年11月29日～2011年5月10日	△3.24
第2 特定期間	2011年5月11日～2011年11月10日	△9.57
第3 特定期間	2011年11月11日～2012年5月10日	4.40
第4 特定期間	2012年5月11日～2012年11月12日	5.39
第5 特定期間	2012年11月13日～2013年5月10日	27.85
第6 特定期間	2013年5月11日～2013年11月11日	△7.74

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第1 特定期間	2010年11月29日～2011年5月10日	1,848,363,982	186,464,646
第2 特定期間	2011年5月11日～2011年11月10日	47,029,637	576,073,805
第3 特定期間	2011年11月11日～2012年5月10日	16,633,806	248,493,835
第4 特定期間	2012年5月11日～2012年11月12日	7,761,285	292,175,055
第5 特定期間	2012年11月13日～2013年5月10日	5,468,562	292,231,392
第6 特定期間	2013年5月11日～2013年11月11日	5,213,290	116,272,135

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

S I M ショートターム・マザー・ファンド

以下の運用状況は2013年11月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	559,981,260	99.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,008,595	0.36
合計(純資産総額)		561,989,855	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第403回国庫短期証券	220,000,000	99.98	219,962,820	99.99	219,986,580	—	2014/1/20	39.14
日本	国債証券	第393回国庫短期証券	180,000,000	99.97	179,960,040	99.99	179,998,200	—	2013/12/9	32.03
日本	国債証券	第395回国庫短期証券	160,000,000	99.98	159,974,560	99.99	159,996,480	—	2013/12/16	28.47

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	99.64
合計	99.64

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績

(2013年11月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に各収益分配金(税引前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

直近1年間累計:240円、設定来累計:835円

決算期	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月	13年11月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

[組入上位銘柄]

	債券発行体名	利率	償還日	通貨	業種	構成比率
1	Want Want China Finance Ltd	1.875%	2018/05/14	米ドル	一般消費財	13.4%
2	Yanzhou Coal International Resources Development Co Ltd	5.73%	2022/05/16	米ドル	商品	13.1%
3	Parkson Retail Group Ltd	4.5%	2018/05/03	米ドル	一般消費財	12.5%
4	China Uranium Development Co Ltd	3.5%	2018/10/08	米ドル	公益	9.3%
5	Poly Real Estate Finance Ltd	4.5%	2018/08/06	米ドル	不動産	9.2%
6	Sinopec Group Oversea Development Ltd	4.375%	2023/10/17	米ドル	エネルギー	9.2%
7	Prosperous Ray Ltd	4.625%	2023/11/12	米ドル	一般消費財	9.1%
8	CLP Power Hong Kong Ltd	2.875%	2023/04/26	米ドル	公益	8.3%
9	Champion REIT	3.75%	2023/01/17	米ドル	不動産	8.0%

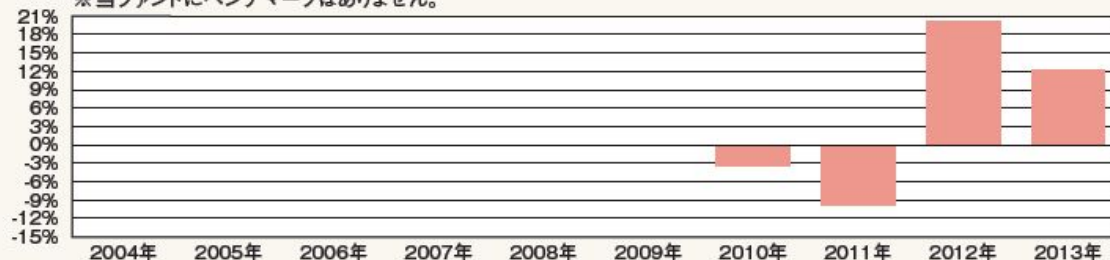
※上記の業種は建銀国際アセットの業種区分に基づいています。

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。〈暦年ベース〉

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2010年は設定日(11月29日)から年末までの収益率、2013年は年初来11月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

●ニューヨークの銀行休業日およびその前営業日

●香港の銀行休業日およびその前営業日

●シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(7) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ニューヨークの銀行休業日およびその前営業日
- 香港の銀行休業日およびその前営業日
- シンガポールの銀行休業日およびその前営業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

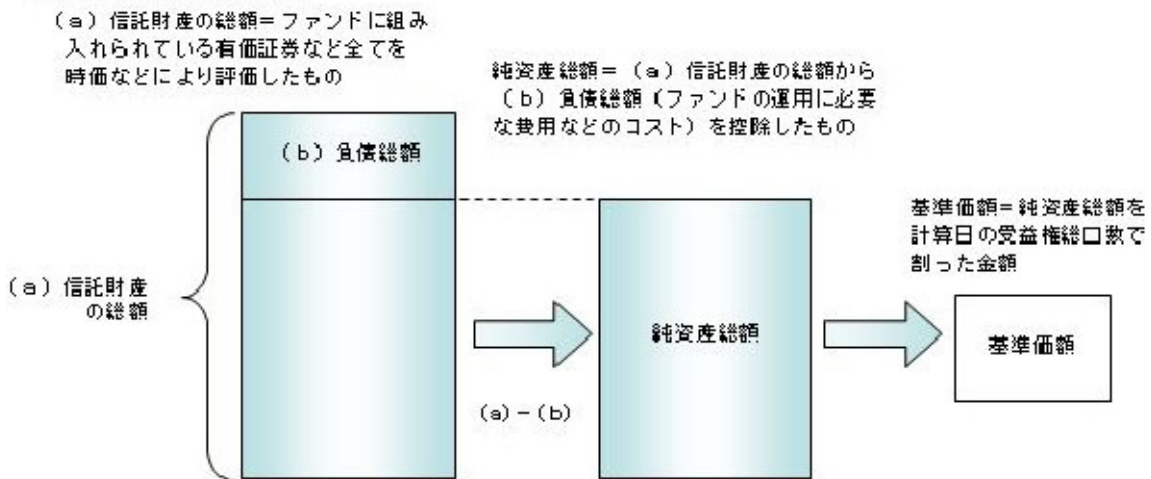
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス : <http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号 : 03-6880-6448

受付時間 : 営業日の9時~17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成 32 年 11 月 10 日までとします（平成 22 年 11 月 29 日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月 11 日から翌月 10 日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が 10 億口を下回るようになった場合
- ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
- ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
- ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

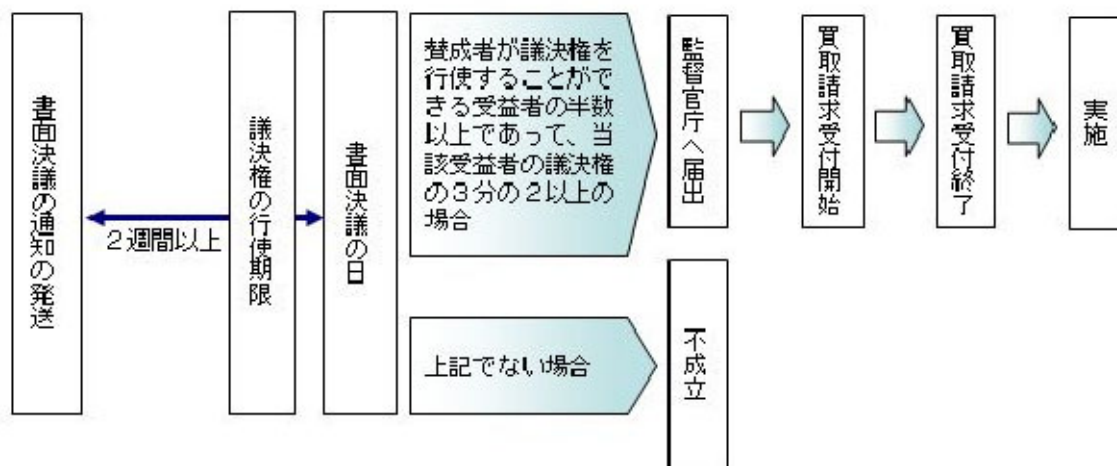
2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合については、書面決議を行いません。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

委託会社は、年2回（5月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知っている受益者に対して交付されます。

- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限
受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更などを行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更などに反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月(特定期間)ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 6 特定期間(平成 25 年 5 月 11 日から平成 25 年 11 月 11 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月25日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）の平成25年5月11日から平成25年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）の平成25年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、有限責任監査法人トーマツによる監査報告書に基づいて当社が作成した謄本であり、その原本は当社が別途保管しております。

1【財務諸表】

中国人民币元マネジメント債券ファンド(毎月決算型)

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間 (平成25年5月10日現在)	第6特定期間 (平成25年11月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	10,721,866	4,468,622
投資信託受益証券	358,377,825	219,852,342
親投資信託受益証券	10,023,615	3,026,670
未収入金	-	2,969,100
未収利息	8	3
流動資産合計	379,123,314	230,316,737
資産合計	379,123,314	230,316,737
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	659,637	437,519
未払解約金	2,427,991	2,348,469
未払受託者報酬	8,117	5,397
未払委託者報酬	313,286	208,409
その他未払費用	86,280	91,552
流動負債合計	3,495,311	3,091,346
負債合計	3,495,311	3,091,346
純資産の部		
元本等		
元本	329,818,539	218,759,694
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	45,809,464	8,465,697
純資産合計	375,628,003	227,225,391
負債純資産合計	379,123,314	230,316,737

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5特定期間 (自平成24年11月13日 至平成25年5月10日)	第6特定期間 (自平成25年5月11日 至平成25年11月11日)
営業収益		
受取配当金	10,290,037	3,774,990
受取利息	2,294	1,055
有価証券売買等損益	△3,248,155	△23,759,183
為替差損益	109,838,818	△6,568,880
営業収益合計	116,882,994	△26,552,018
営業費用		
受託者報酬	59,569	36,596
委託者報酬	2,299,280	1,412,718
その他費用	514,804	529,285
営業費用合計	2,873,653	1,978,599
営業利益又は営業損失(△)	114,009,341	△28,530,617
経常利益又は経常損失(△)	114,009,341	△28,530,617
当期純利益又は当期純損失(△)	114,009,341	△28,530,617
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2,928,248	△1,684,623
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△61,532,028	45,809,464
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,521,657	251,171
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,466,121	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,536	251,171
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,729,662
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	7,729,662
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	5,261,258	3,019,282
期末剰余金又は期末欠損金(△)	45,809,464	8,465,697

(3)【注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

項目	第6 特定期間 (自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、特定期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。 (2) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2) ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月 11 日から翌月 10 日まで、又特定期間は原則として、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日まで及び 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとしておりますが、第 6 特定期間は、当特定期間末日が休業日のため、平成 25 年 5 月 11 日から平成 25 年 11 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5 特定期間 (平成 25 年 5 月 10 日現在)	第6 特定期間 (平成 25 年 11 月 11 日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	329,818,539 口	218,759,694 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.1389 円 (11,389 円)	1.0387 円 (10,387 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">第5 特定期間 (自平成 24 年 11 月 13 日 至平成 25 年 5 月 10 日)</p>	<p style="text-align: center;">第6 特定期間 (自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)</p>
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第 24 期(自平成 24 年 11 月 13 日至平成 24 年 12 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(5,392,728 円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(676,058 円)、及び分配準備積立金(4,079,407 円)より、分配対象収益は 10,148,193 円(1 口当たり 0.017849 円)であり、当期に分配した金額は 1,137,007 円 (1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 25 期 (自平成 24 年 12 月 11 日至平成 25 年 1 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(573,734 円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(620,308 円)、及び分配準備積立金(7,554,839 円)より、分配対象収益は 8,748,881 円(1 口当たり 0.017220 円)であり、当期に分配した金額は 1,016,016 円 (1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 26 期(自平成 25 年 1 月 11 日至平成 25 年 2 月 12 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(307 円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(15,061,881 円)、収益調整金(564,155 円)、及び分配準備積立金(6,453,796 円)より、分配対象収益は 22,080,139 円(1 口当たり 0.048700 円)であり、当期に分配した金額は 906,755 円(1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 27 期 (自平成 25 年 2 月 13 日至平成 25 年 3 月 11 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(2,336,831 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(11,062,438 円)、収益調整金(538,184 円)、及び分配準備積立金(18,742,254 円)より、分配対象収益は 32,679,707 円(1 口当たり 0.079941 円)であり、当期に分配した金額は 817,572 円(1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 28 期(自平成 25 年 3 月 12 日至平成 25 年 4 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(537,171 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(15,100,692 円)、収益調整金(534,094 円)、及び分配準備積立金(27,918,037 円)より、分配対象収益は 44,089,994 円(1 口当たり 0.121748 円)であり、当期に分配した金額は 724,271 円(1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 29 期(自平成 25 年 4 月 11 日至平成 25 年 5 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(958,808 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(8,585,750 円)、収益調整金(603,880 円)、及び分配準備積立金(39,062,141 円)より、分配対象収益は 49,210,579 円(1 口当たり 0.149202 円)であり、当期に分配した金額は 659,637 円(1 口当たり 0.0020 円)であります。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第 30 期(自平成 25 年 5 月 11 日至平成 25 年 6 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,929,547 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(629,063 円)、及び分配準備積立金(43,576,582 円)より、分配対象収益は 46,135,192 円(1 口当たり 0.154168 円)であり、当期に分配した金額は 598,496 円 (1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 31 期 (自平成 25 年 6 月 11 日至平成 25 年 7 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(496,320 円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(629,114 円)、及び分配準備積立金(40,332,698 円)より、分配対象収益は 41,458,132 円(1 口当たり 0.154560 円)であり、当期に分配した金額は 536,458 円 (1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 32 期(自平成 25 年 7 月 11 日至平成 25 年 8 月 12 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(16,346 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(932,156 円)、及び分配準備積立金(36,659,879 円)より、分配対象収益は 37,608,381 円(1 口当たり 0.153105 円)であり、当期に分配した金額は 491,272 円(1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 33 期 (自平成 25 年 8 月 13 日至平成 25 年 9 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(156 円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(970,217 円)、及び分配準備積立金(35,566,463 円)より、分配対象収益は 36,536,836 円(1 口当たり 0.151186 円)であり、当期に分配した金額は 483,332 円(1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 34 期(自平成 25 年 9 月 11 日至平成 25 年 10 月 10 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(0 円)、経費控除後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(999,991 円)、及び分配準備積立金(34,250,929 円)より、分配対象収益は 35,250,920 円(1 口当たり 0.149302 円)であり、当期に分配した金額は 472,205 円 (1 口当たり 0.0020 円)であります。</p> <p>第 35 期(自平成 25 年 10 月 11 日至平成 25 年 11 月 11 日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(289,137 円)、経費控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(1,067,998 円)、及び分配準備積立金(31,238,727 円)より、分配対象収益は 32,595,862 円(1 口当たり 0.149003 円)であり、当期に分配した金額は 437,519 円 (1 口当たり 0.0020 円)であります。</p>

<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

<p>第5 特定期間 (自平成 24 年 11 月 13 日 至平成 25 年 5 月 10 日)</p>	<p>第6 特定期間 (自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)</p>
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>
<p>3 金融商品に対するリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に対するリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

2 金融商品の時価等に関する事項

第5 特定期間 (平成 25 年 5 月 10 日現在)	第6 特定期間 (平成 25 年 11 月 11 日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。	4 金銭債権の特定期間末日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第5特定期間 (自平成24年11月13日 至平成25年5月10日)	第6特定期間 (自平成25年5月11日 至平成25年11月11日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第6特定期間 (自平成25年5月11日 至平成25年11月11日)
該当事項はありません。

(その他の注記)**1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動**

項目	第5特定期間 (平成25年5月10日現在)	第6特定期間 (平成25年11月11日現在)
期首元本額	616,581,369円	329,818,539円
期中追加設定元本額	5,468,562円	5,213,290円
期中一部解約元本額	292,231,392円	116,272,135円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第5特定期間 (平成25年5月10日現在)	第6特定期間 (平成25年11月11日現在)
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,010,329	761,074
親投資信託受益証券	-	297
合計	3,010,329	761,371

3 デリバティブ取引関係

第5特定期間 (平成25年5月10日現在)	第6特定期間 (平成25年11月11日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額	備考
投資信託受益証券	CCBI CHINA VALUE BOND FUND	24,806.297	2,221,403.89	
	米ドル 小計	24,806.297	2,221,403.89 (219,852,342)	
親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザー・ ファンド	2,969,653	3,026,670	
	日本円 小計	2,969,653	3,026,670	
合計			222,879,012 (219,852,342)	

(注) 1. 米ドル小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額は、邦貨額であります。() 内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示は、外貨については米ドル単位、邦貨については円単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率(注)	有価証券の合計額 に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	96.8%	98.6%
	合計	96.8%	98.6%

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

本書の開示対象ファンド（中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）、以下「当ファンド」といいます。）は、ケイマン籍の米ドル建て外国投資信託受益証券である「CCBI China Value Bond Fund」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券です。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（平成24年12月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券です。当ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりです。ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象ではありません。

SIM ショートターム・マザー・ファンドの状況

(1)貸借対照表

(単位：円)

	(平成 25 年 11 月 11 日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,008,574
国債証券	559,958,820
未収利息	1
流動資産合計	561,967,395
資産合計	561,967,395
負債の部	
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	551,386,503
剰余金	
剰余金	10,580,892
純資産合計	561,967,395
負債純資産合計	561,967,395

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 25 年 11 月 11 日現在)
1. 計算日における受益権総数	551,386,503 口
2. 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.0192 円 (10,192 円)

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

(平成 25 年 11 月 11 日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算日後の償還予定額	金銭債権は全て 1 年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成 25 年 5 月 11 日 至平成 25 年 11 月 11 日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成25年11月11日現在)
同特定期間の期首元本額	575,920,843 円
同特定期間中の追加設定元本額	-円
同特定期間中の一部解約元本額	24,534,340 円
同特定期間末日の元本額※	551,386,503 円
※上記元本額の内訳	
エマージング・カレンシー・債券ファンド (毎月分配型)	522,015,529 円
新生・ズベルバンク ロシアファンド	12,049,951 円
エマージング・カレンシー・債券ファンド (1年決算型)	3,943,873 円
中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド	9,887,009 円
中国人民元マネジメント債券ファンド (毎月決算型)	2,969,653 円
新 エマージング・カレンシー・債券ファンド (毎月分配型)	520,488 円

2 有価証券関係

(平成 25 年 11 月 11 日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	61,400
合計	61,400

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首 (平成 25 年 5 月 24 日) から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

(平成 25 年 11 月 11 日現在)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

(平成 25 年 11 月 11 日現在)

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考 (償還年月日)
国債証券	第 393 回国庫短期証券	180,000,000	179,992,260	2013 年 12 月 9 日
	第 395 回国庫短期証券	160,000,000	159,991,200	2013 年 12 月 16 日
	第 403 回国庫短期証券	220,000,000	219,975,360	2014 年 1 月 20 日
	合計	560,000,000	559,958,820	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第 5 商品明細表

該当事項はありません。

第 6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第 7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第 8 借入金明細表

該当事項はありません。

CCBI China Value Bond Fund
(CCBI International (Cayman) Fund シリーズ・トラスト)
財務諸表

2012年12月31日

受益証券保有者に対する外部監査人の監査報告書

当監査人は、CCBI International (Cayman) Fund Series のシリーズトラストである、CCBI China Value Bond Fund につき、2012年12月31日現在の財務諸表並びに当期に関わる包括利益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュフロー計算書から構成されている下記の財務諸表、重要な会計方針並びにその他の説明情報の要約を含む注記を監査しました。

財務諸表に関する運用管理会社の責任

運用管理会社は、国際財務報告基準に従って、財務諸表の作成及びその公正な表示、並びに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にする内部統制に関して責任を負っています。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が行う監査に基づき、上記の財務諸表に関する意見を表明することにあります。当監査人は、国際監査基準に従って監査を実施しました。上述した監査基準において、当監査人は、倫理上の義務を順守すること及び当該財務諸表に重大な虚偽表示がないことに関して合理的な根拠を得るために監査を計画し且つ実施することを求められております。

監査には、財務諸表の金額及びその開示に関する監査証拠を入手する手続が含まれます。手続の選択は、不正又は誤謬による財務諸表の重大な虚偽の表示に関するリスクの評価を含め、当会社の判断に依拠します。上述のリスク評価の実施にあたっては、当該監査対象主体の内部統制の有効性について意見を述べるためではなく、状況に応じて適切な監査手続を考案するために、当監査人は、監査対象主体の財務諸表の作成及び公正な表示に係る内部統制を考慮します。監査には、全体としての財務諸表の表示の検討とともに、運用管理会社が利用した会計方針の適切性及び会計上の見積りの合理性の評価を行うことも含まれます。

当監査人は、入手した監査証拠が、当監査人の監査意見の基礎として、十分であり且つ適切なものであると考えます。

意見

当監査人の意見では、財務諸表は、全ての重要な点において、2012年12月31日現在の当ファンドの財政状態並びに当期における当ファンドの運用実績及びキャッシュフローを、国際財務報告基準に従って公正に表示しています。

KPMG

2013年4月3日

貸借対照表
(2012年12月31日現在)

	注記	2012年(米ドル)	2011年(米ドル)
資産			
現金及び同等物	7	155,571	3,089,078
証券会社未収金		227,080	1,157,440
負債有価証券投資	8	5,364,363	8,224,880
金融派生商品	9	56,762	101,048
資産合計		5,803,776	12,572,446
負債			
証券会社未払金		—	1,012,631
受益証券保有者未払金		156,750	271,250
未払費用	10	32,472	52,109
金融派生商品	9	8,157	—
負債合計		197,379	1,335,990
償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産		5,606,397	11,236,456
即ち:			
純資産総額		5,606,397	11,236,456
発行済受益証券口数	13	58,640.176	124,256.771
受益証券一口当たり純資産		95.61	90.43

2013年4月3日に承認済。

本注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

Vincent F. Ternier
BNY Fund Management
(Cayman) Limited
Solely in its capacity as Trustee to
CCBI China Value Bond Fund

Li Ngai
CCB International Asset
Management Limited
Managing Director

Lo Chak Bong Alfred Bing
CCB International Asset
Management Limited
Deputy Managing Director

包括利益計算書
(2012年12月31日現在)

	注記	2012年12月31日 (米ドル)	2011年12月31日 (米ドル)
純投資利益/(損失)	11	894,443	(1,044,950)
純派生商品利益/(損失)	12	103,144	585,769
純外国為替利益/(損失)		4,326	102,729
純投資収益/(損失)		1,001,913	(356,452)
管理運用報酬	10	(66,211)	(133,819)
管理事務報酬およびその他費用	10	(124,555)	(255,351)
営業費用		(190,766)	(389,170)
当期営業活動並びに総包括利益による償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産の変動		811,147	(745,622)

2013年4月3日に承認済。

本注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

株主資本変動報告書
(2012年12月31日現在)

	注記	2012年12月31日 (米ドル)	2011年12月31日 (米ドル)
当期首バランス		11,236,456	—
当期営業活動並びに総包括利益による償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産の変動		811,147	(745,622)
純資産勘定に直接計上された所有者との取引			
償還可能型受益証券の発行額		—	20,100,000
償還可能型受益証券の償還額		(6,150,000)	(7,300,000)
受益証券保有者に対する分配	13	(291,206)	(817,922)
所有者との取引総額		(6,441,206)	11,982,078
当期末バランス		5,606,397	11,236,456

本注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

キャッシュフロー報告書
(2012年12月31日現在)

	注記	2012年12月31日 (米ドル)	2011年12月31日 (米ドル)
営業活動			
当期営業活動並びに総包括利益による償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産の変動		811,147	(745,622)
運転資金の変動：			
証券会社未収入金		930,360	(1,157,440)
負債有価証券投資		2,860,517	(8,224,880)
金融派生商品		52,443	(101,048)
証券会社未払金		(1,012,631)	1,012,631
未払費用		(19,637)	52,109
営業活動により発生したキャッシュフロー		3,622,199	(9,164,250)
財務活動			
償還可能型受益証券発行手取金		—	20,100,000
償還可能月受益証券償還資金		(6,250,000)	(7,050,000)
受益証券保有者に対する分配		(305,706)	(796,672)
財務活動により発生したキャッシュフロー		(6,555,706)	12,253,328
現金及び現金同等物の純増/ (減)		(2,933,507)	3,089,078
期首現金及び現金同等物残高		3,089,078	—
期末現金及び現金同等物残高	7	155,571	3,089,078

本注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

財務諸表注記

本注記は財務諸表の不可欠な一部を構成します。

財務諸表は、2013年4月3日に受託会社およびマネージャーにより承認後、発行されました。

1 所在地並びに業務

CCBI China Value Bond Fund (以下「当ファンド」) は、CCB International (Cayman) Fund のシリーズトラスト (以下「当信託」) です。当信託は、2009年10月9日に、ケイマン諸島の信託法第74節に基づく特例信託 (Exempted Trust) としての登録を行い、2009年10月21日にケイマン諸島のミューチュアルファンド法 (Mutual Fund Law) に基づく投資信託としての登録を行いました。登記上の事務所の住所は、P.O. Box 31371、Regatta Office Park、Windward #1、1st Floor、West Bay Road、Grand Cayman KY1-1206、Cayman Islands に置かれています。当ファンドは2010年11月24日に設定され、2010年11月30日に業務を開始しました。

当ファンドの運用目的は、主として下記の (i) ないし (iii) に記載されている発行者により発行される高利回りの投資不適格有価証券に対して投資を行なうことにより、高水準の期中インカム収益とキャピタルゲインの獲得を目指すことにあります。

(i) 中華人民共和国のいずれかの会社又はその他の法人 (以下「中国法人」)、(ii) 中華人民共和国においてその事業活動の重要な部分を営むか又はその株式の多くの部分が1社以上の中国法人によって直接的又は間接的に保有されているいずれかの会社、もしくは (iii) (a) その収入の重要な部分 (最低その総収入金額の50%) を中華人民共和国から稼得しているいずれかの会社又は (b) 中華人民共和国においてその資産の重要な部分 (最低その総資産の50%) を保有しているいずれかの会社 (以下「中国関連企業」)。中国法人には、全ての中国の公的機関、地方機関、中華人民共和国の全ての準政府組織、中華人民共和国の全ての国有組織体又は中華人民共和国において法人設立されている民間企業及び全ての銀行又は金融機関が含まれますが、これに限定されるものではありません。ファンドが主として投資を行なう負債有価証券の種類は、高リスクで、最低格付基準を満たすことは要求されないものとします。投資不適格の有価証券とは、S&P により BB+以下又は国際的に認知されている格付機関から同等の格付を受けている有価証券を意味します。このファンドは、高いインカムゲインとキャピタルゲインを求める投資家並びにこの種類の投資に付随するリスクを許容する用意がある投資家に適合することとなります。通常、当ファンドは人民元に対するエクスポージャーを取得するために、人民元建て以外の資産に関してノン・デリバラブル・フォワード (NDF) 取引契約を利用します。

当ファンドの運用業務は、香港において有限責任会社として法人設立されている会社である CCB International Asset Management Limited (以下「運用管理会社」) によって運用管理されます。

当ファンドの受託会社兼事務管理会社は BNY Fund Management (Cayman) Limited であり、The Bank of New York Mellon のシンガポール支店が副事務管理会社としての役割を果たします。

本文書において純資産と言及されている場合には、異なる記述が行われていない限り、全て、償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産を意味します。

2 作成の根拠

2.1 法令順守の表明

財務諸表は国際財務報告基準（以下「IFRS」）に従って作成されています。

2.2 測定的基础

損益を通じて公正価値により測定される金融商品を除いて、財務諸表は取得原価を基礎として作成されています。損益を通じて公正価値により測定される金融商品に関しては、公正価値により測定されています。

2.3 機能通貨と表示通貨

財務諸表は米国のドル（以下「米ドル」）で表示されており、米ドルが当ファンドの機能通貨です。

2.4 見積と判断の利用

IFRS に従った財務諸表の作成は、当ファンドの運用管理会社に対して、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用に関する報告金額に対して影響を与える判断、見積及び仮定を行うことを要求します。実績はこの見積と異なる可能性があります。

見積並びに裏付けとなる仮定に関しては、継続的に見直しが行われます。会計上の見積の改訂は、当該改訂が当該改訂が行われた計算期間のみに影響を与える場合には改訂が行われた計算期間において認識され、又は当該改訂が現在の計算期間並びに将来の計算期間双方に影響を与える場合には改訂が行われた計算期間並びに将来の計算期間において認識されます。

財務諸表において認識されている金額に最も大きな影響を与える会計基準の適用における見積の不確実性並びに決定的な判断の重要な分野に関する情報は、注記 4 及び 5 に記載されています。

2.5 採用されていない新基準及び解釈

IFRS における多くの新たな基準並びに基準及び解釈の改正は、2012 年 12 月 31 日に終了する年間計算期間中には効力が生ぜず、また本財務諸表を作成する間の適用もありませんでした。当ファンドに最も関係がある IFRS9 “金融商品” および IFRS13 “公正価値の測定” が効力を有するのは、2013 年 1 月 1 日および 2015 年 1 月 1 日以降に各々始まる計算期間からですが、それぞれ早期適用が可能です。

当ファンドは現在、この基準の潜在的なインパクトを計測中のため、上記基準を採用することによりファンドの営業成績および財政上のポジションが受ける影響を公開することはできません。

3 重要な会計方針

3.1 外国為替

外国通貨による取引は、取引が実行された日の外国為替レートで米ドルに換算されます。報告日において外国通貨で表示されている金融資産及び金融負債は、当該報告日の外国為替レートにより米ドルに換算されます。

公正価値により測定される非金融資産及び金融負債は、当該公正価値が決定された日の外国為替レートにより、米ドルに換算されます。

損益を通じて公正価値により測定される金融資産に関するものを除いて、再評価において発生する外国為替差額は、損益における純外国為替利益（損失）として認識されます。損益を通じて公正価値により測定される金融資産に関して発生する外国為替差額は、損益を通じて公正価値により測定される金融資産から発生する純損益の一部として認識されます。

3.2 金利

損益を通じて公正価値により測定される非金融派生商品から発生する金利収入を含み、金利収入及び費用は、実効金利法により、損益として認識されます。

実効金利とは、金融資産の予想残存期間（適切な場合には、より短い期間）を通しての現金収支金額の見積額を、当該金融資産の帳簿価額まで厳密に割引く利率です。実効金利を計算する場合には、当ファンドは、金融資産の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュフローを見積りますが、将来の与信損失は考慮されません。受領した又は受領する権利を有する金利、支払を行った又は支払義務を負っている金利は、損益において認識されます。

3.3 損益を通じて公正価値により測定される金融資産から発生する純利益又は損失

損益を通じて公正価値により測定される金融資産から発生する純利益又は損失には、全ての実現された又は未実現の公正価値の変動、外国為替差額および負債有価証券における金利収入が含まれます。

損益を通じて公正価値により測定される金融資産から発生する純利益又は損失は、平均原価法により算出されます。

3.4 報酬、手数料費用

報酬及び手数料費用は、関係するサービスが行われた際に、損益として認識されます。

3.5 税金

ケイマン諸島の現行の税制上、当ファンドは、その収益、利益又はキャピタルゲインに対する税金の支払いを免除されています。当ファンドは当ファンドの設定日から 50 年間にわたって課税免除を受けることに関するケイマン諸島総督からの確約を得ています。従って、財務諸表には一切の所得税は含まれません。

但し、当ファンドが受領するいくつかの金利収入は、金利が発生する国における源泉徴収税の対象となります。源泉徴収税の対象となる収入は当該税金を含めて認識され、これに対応する源泉徴収税はもしあれば、税金費用として認識されます。

3.6 金融資産及び金融負債

認識と最初の測定

損益を通じて公正価値により測定される金融資産及び金融負債は、取引が実行される日に最初に認識されます。取引が実行される日は、当ファンドが金融商品の契約条項の当事者となる日です。その他の金融資産と金融負債は、当該金融資産と金融負債が発生する日に認識されます。

損益を通じて公正価値により測定される金融資産及び金融負債は、損益として認識される取引コストを含めて公正価値により最初に認識されます。損益を通じて公正価値によらずに測定される金融資産及び金融負債は、公正価値に当該金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接帰属する取引コストを加えた価額により最初に認識されます。

分類

当ファンドは金融資産と負債を以下の区分に分類します。

損益を通じて公正価値により測定される金融資産：

- ・ 売買目的保有金融資産－金融派生商品
- ・ 最初の認識時点において損益を通じて公正価値により測定されると指定されている金融資産－負債有価証券

償却原価により測定される金融資産：

- ・ 貸付金及び債権－現金並びに現金同等物、証券会社からの未収金並びにその他の未収金残高

損益を通じて公正価値により測定される金融負債：

- ・ 売買目的金融負債－空売りされた有価証券及び金融派生商品

償却原価により測定される金融負債：

- ・ その他の負債－証券会社および受益者に対する未払金及びその他の未払金残高

以下の場合に、金融商品は売買目的保有金融資産に分類されます。

- ・ 当該金融商品が近い将来売却するか又は買戻すことを主たる目的として取得されたもの又は発生したものである場合、
- ・ 最初の認識において、合同して運用管理されているポートフォリオの一部であり、当該ポートフォリオに関して短期的な利食いを行った最近のパターンの証拠がある場合、又は
- ・ 指定された有効なヘッジ手段以外のデリバティブである場合

当ファンドは、当該金融資産が社内的に公正価値に基づいて運用管理、評価又は報告される場合に、一定の金融資産を、損益を通じて公正価値により測定される金融資産として指定します。

当該非金融派生商品が活発な取引が行われている市場において値付けが行われていない場合、又は当該非金融派生商品に関して資産の保有者が信用状態の悪化以外の理由によりその当初の投資の実質上全ての金額の回収を行うことが出来なくなる可能性がない場合には、固定金額又は確定可能な金額により返済が行われる非金融派生商品は、貸付金又は債権として分類される可能性があります。

注記 6 において、財務諸表の計上項目と IAS 39 により定義されている金融商品の区分との調整が示されています。

償却原価の測定

金融資産又は金融負債の償却原価は、当初の認識時点において、当該金額により金融資産又は金融負債が測定される金額から、元本返済を控除し、実効金利法により当初認識される金額と満期金額との間の全ての差額の累積償却金額を加算又は控除し、減損に関する減額金額を控除した金額です。

公正価値の測定

公正価値は、測定日に、知識を備えた自発的な第三者間において当該金額により資産の交換又は負債の決済が行われる金額です。

入手可能な場合には、当ファンドは当該金融資産に関して活発な市場において値付けされている金額を用いて公正価値を決定します。値付けされた価格が速やかに且つ定期的に入手可能であり、第三者間において現実且つ定期的に発生している市場取引を体現している場合に、市場は活発であると見なされます。

金融商品に関する市場が活発でない場合には、当ファンドは評価手法を利用して公正価値を決定します。評価手法には、最近行われた知識のある自発的な第三者間の取引事例（入手可能な場合）の利用、大筋において同一の他の商品の現在の公正価値、ディスカウント・キャッシュ・フロー分析並びにオプションのプライシングモデルを参考とすることが含まれます。選択された評価手法においては、市場の入力数値を最大限利用し、当ファンド固有の見積に対する依存を最小限に止め、価格設定において市場参加者が考慮すると思われる全ての要素を取入れており、金融商品のプライシングに関する許容されている経済的な手法と整合性がとれています。評価手法に対する入力数値は、市場の期待並びに金融商品に内在するリスク/リターン要素の測定を合理的に体現しています。当ファンドは評価手法の調整を行い、同一の金融商品に関して現在行われている観察可能な市場取引から得られる価格又はその他の観察可能な市場データに基づいて評価手法のテストを行います。

当該金融商品の公正価値が同一（即ち、修正を加えられていない又はリパッケージされていない）の金融商品におけるその他の現在行われている観察可能な市場取引との比較において証明される場合又は当該評価手法が観察可能な市場から得られるデータのみを含む変数に基づいて証明される場合を除いて、最初の認識において金融商品の公正価値の最適な証拠となるものは取引価格、即ち支払われた対価又は受領された対価の公正価値です。取引価格が最初の認識における最適な証拠を提供する場合には、当該金融商品は、取引価格により最初に測定されます。当該価格と評価モデルから最初に得られる価値の間の全ての差額は、その後、当該金融商品の残存期間を通して、但し評価額が観察可能な市場データにより完全に裏付けられるまで又は取引が手仕舞いされるまでの間、適切に損益として認識されます。

資産及びロングポジションはビッド価格により測定され、空売りされた有価証券はオファー価格により測定されます。

金利収入及び配当収入並びに費用以外の公正価値の全ての変化は、損益を通じて公正価値により測定される金融商品から生じる純損益の一部として、損益として認識されます。

減損

損益を通じて公正価値が測定されないものとして分類される金融資産は、各報告日において、減損に関する客観的な証拠が存在するか否かを判定するために評価されます。資産の最初の認識後に発生した1つ以上の事由の結果減損の客観的な証拠があり、当該損失発生事由が信頼性を持って見積可能な当該資産の将来のキャッシュフローの見積に対して影響を与える場合に、金融資産又は金融資産のグループが減損されます。

金融資産の減損に関する客観的な証拠には、借入人又は発行者の財務状況の重大な悪化、借入人による債務不履行又は延滞、当ファンドとして再構成以外のものとは考えられない条件による期日到来金額の再構成、借入人又は発行者が破産手続に入る徴候又は借入人の返済状況の悪化が含まれます。

償却原価により測定される金融資産に関する減損損失は、帳簿計上価額と当該資産の当初の実効利率により割引かれた見積キャッシュフローの現在価値の差額として算定されます。損失は損益として認識され、債権に対する引当金勘定に反映されます。減損された資産に対する金利は引続き認識されます。減損が認識された後で発生する事由が減損損失の金額の減少原因となる場合には、減損損失の減少金額は損益を通じて戻入されます。

認識の中止

当該資産から発生するキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当ファンドが取引における契約上のキャッシュフローを受領する権利を譲渡し、当該譲渡において当該金融資産の所有に関する実質上全てのリスクと報酬が譲渡された場合、又は当該譲渡において当ファンドが実質上全てのリスクと報酬の譲渡も保持も行わないが当該金融資産に関する支配を保持しない場合には、当ファンドは金融資産の認識を中止します。当ファンドにより構築され又は保持される当該譲渡対象金融資産に対する全ての持分は、別個の資産又は負債として認識されます。

金融資産の認識を中止する際には、当該資産の帳簿計上価額（又は資産の認識を中止した部分に対して配分されている帳簿計上価額）と受領した対価（取得した全ての新たな資産から譲渡を受けた全ての新たな負債を控除した金額を含む）との差額は、損益として認識されます。

当ファンドは取引契約を締結し、当該取引契約により財務諸表において認識している資産を譲渡するが、譲渡対象資産の全ての又は実質上全てのリスクと報酬又はその一部のいずれかを保持します。全ての又は実質上全てのリスクと報酬が保持されている場合には、譲渡された資産の認識の中止は行われません。全ての又は実質上全てのリスクと報酬を保持する資産の譲渡には、有価証券貸付並びに買戻取引が含まれます。

当ファンドの契約上の負債の返済又は取消が行われ又は満期が到来した場合に、当ファンドは認識を中止します。

相殺

当ファンドが当該金額を相殺する法的な権利を保有し且つ当ファンドがネットベースにより決済を行うか又は資産の資金化と負債の決済を同時に行う意図を有する場合には、且つ当該場合においてのみ、金融資産と金融負債は相殺され、差額計算を行った後の金額が財務諸表において表示されます。

収益と費用は、IFRS に基づいて許容されている場合（例えば、損益を通じて公正価値が測定される金融商品から発生する損益等の一連の類似の取引から発生する損益に関する場合）にのみ、ネットベースで表示されます。

3.7 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、銀行預金及び期限までの期間が取得日から 3 か月以内の流動性が極めて高い金融資産で、その公正価値に関して重大なリスクに晒されておらず、当ファンドにより短期の約定の管理に利用されるものを含みます。

3.8 償還可能型受益証券

当ファンドは、金融負債として発行される金融商品又は商品の契約条件の内容に従ってエクイティ商品として発行される金融商品を、金融負債として分類します。

当ファンドは、1種類の償還可能型受益証券を発行します。この償還可能型受益証券は、当ファンドの金融商品の中で最も劣後する種類のもので、全ての重要な点において、同等の優先順位（pari passu）で取り扱われ且つ同一の条件を有します。償還可能型受益証券は、各償還日又は当ファンドの清算日における当ファンドの純資産に対する受益証券保有者の持分に比例した価値により現金償還を行うことを要求する権利を、受益権保有者に対して提供します。

発行者が現金又はその他の金融資産により当該商品の買戻し又は償還を行う契約上の義務を含む買取請求権付の金融商品は、以下の条件を充足する場合には、エクイティ金融商品として分類されます。

- 当ファンドの清算が行われる場合に、当該金融商品が保有者に対して当ファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えていること、
- 当該金融資産が他の全ての種類の金融商品に対して劣後する金融商品の種類に属すること、
- その他の全ての種類の商品に対して劣後する種類に属する全ての金融商品が同一の特性を備えていること、
- 当該金融商品を現金又はその他の金融資産により買戻し又は償還を行う当ファンドの契約上の義務以外に、当該金融商品は負債としての分類が要求されることとなる一切の他の特性を含んでいないこと、並びに
- 当該金融資産の残存期間中に当該金融資産に帰属する予想キャッシュフローの合計金額が、実質的に、損益、当該金融商品の残存期間中において認識される純資産の変動もしくは認識されている又は認識されていない当ファンドの公正価値の変動に基づくものであること。

当ファンドの償還可能型受益証券はこの条件の全てを充足しており、従って、エクイティとして分類されます。

4 金融リスク管理

当ファンドは金融商品から発生する以下のリスクによる影響を受けます。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク

この注記は、上記のそれぞれのリスクに対する当ファンドのエクスポージャー、リスクの測定並びに管理に関する当ファンドの目的、方針及び手続並びに当ファンドの資本の管理に関して説明するものです。

リスク管理の枠組

当ファンドは、その運用管理戦略に従って、多様な金融派生商品及び非金融派生商品に対してポジションを保有しています。当ファンドの運用目的は、高利回りの投資不適格有価証券に投資を行なうことにより、高水準の期中インカム収入とキャピタルゲインを追求することです。当ファンドの投資ポートフォリオには、上場負債有価証券及び金融派生商品が含まれます。

当ファンドの投資業務は、財務諸表並びに当ファンドが投資を行なっている市場に付随する様々なリスクから影響を受けています。当ファンドが影響を受ける最も重要な種類の金融リスクは、市場リスク、信用リスク並びに流動性リスクです。

資産の配分は、運用目的を達成するために資産の配分の管理を行う運用管理会社により行われます。目標とする資産の配分からの乖離並びにポートフォリオの構成は運用管理会社によりモニターされます。これらの負債有価証券は投資適格または投資適格以下の格付を受けている負債有価証券であり、多様な通貨により表示されたものです。

貸借対照表作成日において残高を有する金融資産の性格及び範囲並びに当ファンドが採用しているリスク管理方針は、以下において説明されます。

4.1 市場リスク

市場リスクは、金利、株価、外国為替レート及びクレジットスプレッド（債務者/発行者の信用力の变化に無関係の）等の市場価格が変動するリスクで、当ファンドの収益又は当ファンドが保有する金融商品の公正価値に影響を与えることとなります。市場リスク管理の目的は、運用収益の最適化を図りながら、市場リスクから受ける影響を許容可能なパラメータの範囲内に管理し且つ制御することです。

市場リスクの管理

市場リスク管理に関する当ファンドの戦略は、当ファンドの運用目的によって決定されています。

裏付資産に対するエクスポージャーを構築する目的又は許容可能な制約の範囲内においてレバレッジを利用する目的のいずれかのために、金融派生商品がその時々において利用される可能性があります。

市場エクスポージャーは以下の通りです。

	2012年12月31日	
	公正価値 (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
負債有価証券	5,364,363	95.68
金融派生商品（資産）	56,762	1.01
金融派生商品（負債）	(8,157)	(0.15)
	<u>5,412,968</u>	<u>96.54</u>
	2011年12月31日	
	公正価値 (米ドル)	純資産に占める割合 (%)
負債有価証券	8,224,880	73.20
金融派生商品（資産）	101,048	0.90
	<u>8,325,928</u>	<u>74.10</u>

4.2 為替リスク

当ファンドは当ファンドの機能通貨以外の通貨で表示されている金融商品に投資を行ない、取引を行う可能性があります。その結果、当ファンドは、米ドル以外の通貨により表示される当ファンドの資産又は負債の当該部分に悪影響を与える形で、当ファンドの機能通貨が他の外国通貨に対して変動するリスクの影響を受けます。

報告日現在、唯一の為替リスクは、5,148,151 米ドル (2011 : 9,200,000 米ドル) の人民元の金融派生商品契約から発生しています。全ての負債有価証券は米ドル建てです。

感応度分析

2012年12月31日現在、米ドルが上記の通貨に対して5%上昇していた場合には、その他の全ての変数が一定であったとして、当計算期間の営業活動並びに合計包括利益から発生する償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産は、以下に表示されている通り変動していたこととなります。

	償還可能型受益証券 保有者に帰属する 純資産 米ドル	償還可能型受益証券 保有者に帰属する 純資産の変動 米ドル
2012年12月31日 中国・元 (CNY)	(257,408)	(257,408)
2011年12月31日 中国・元 (CNY)	(460,000)	(460,000)

米ドルが上記の通貨に対して5%下落していた場合には、その他の全ての変数が一定であったとして、上記の財務諸表の金額に対して上記の金額と同額であるが符号が反対の影響を及ぼしていたこととなります。

4.3 金利リスク

当ファンドの金融商品の過半は利付金融商品です。その結果、当ファンドは、当ファンドの財政上のポジション及びキャッシュフローに対する市場金利水準の一般的な水準の変動による多大なリスクの影響を受けます。全ての余剰現金及び現金同等物は短期の市場金利により運用されます。

報告日現在におけるファンドの金融資産および金融負債の金利詳細は以下の通りです。

2012年12月31日	変動金利 金融資産 米ドル	固定金利 金融資産 米ドル	無利息 金融商品 米ドル	合計 米ドル
資産				
現金および 現金同等物	—	—	155,571	155,571
証券会社未収金	—	—	227,080	227,080
負債金融商品	—	5,364,363	—	5,364,363
デリバティブ 金融商品	—	—	56,762	56,762
資産合計	—	5,364,363	439,413	5,803,776
負債				
受益者未払金	—	—	156,750	156,750
未払費用	—	—	32,472	32,472
金融派生商品	—	—	8,157	8,157
負債合計	—	—	197,379	197,379
純資産	—	5,364,363	242,034	5,606,397
2011年12月31日				
資産				
現金および 現金同等物	—	—	3,089,078	3,089,078
証券会社未収金	—	—	1,157,440	1,157,440
負債金融商品	—	8,224,880	—	8,224,880
デリバティブ 金融商品	—	—	101,048	101,048
資産合計	—	8,224,880	4,347,566	12,572,446
負債				
証券会社未払金	—	—	1,012,631	1,012,631
受益者未払金	—	—	271,250	271,250
未払費用	—	—	52,109	52,109
負債合計	—	—	1,335,990	1,335,990
純資産	—	8,224,880	3,011,576	11,236,456

早期または満期によるリプライシングによって分類される公正価値でのファンドの資産および負債をふくむ金利リスクに対するファンドのエクスポージャーの概要は、以下の通りです。

2012年 12月31日	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月- 1年 米ドル	1-5年 米ドル	5年以上 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産						
現金および 現金同等物	—	—	—	—	155,571	155,571
証券会社未収金	—	—	—	—	227,080	227,080
負債金融商品	—	515,496	1,441,849	3,407,018	—	5,364,363
デリバティブ 金融商品	—	—	—	—	56,762	56,762
資産合計	—	515,496	1,441,849	3,407,018	439,413	5,803,776
負債						
受益者未払金	—	—	—	—	156,750	156,750
未払費用	—	—	—	—	32,472	32,472
金融派生商品	—	—	—	—	8,157	8,157
負債合計	—	—	—	—	197,379	197,379
金利差	—	515,496	1,441,849	3,407,018		
2011年						
12月31日	1ヶ月以内 米ドル	1ヶ月- 1年 米ドル	1-5年 米ドル	5年以上 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産						
現金および 現金同等物	—	—	—	—	3,089,078	3,089,078
証券会社未収金	—	—	—	—	1,157,440	1,157,440
負債金融商品	—	—	5,114,939	3,109,941	—	8,224,880
デリバティブ 金融商品	—	—	—	—	101,048	101,048
資産合計	—	—	5,114,939	3,109,941	4,347,566	12,572,446
負債						
証券会社未払金	—	—	—	—	1,012,631	1,012,631
受益者未払金	—	—	—	—	271,250	271,250
未払費用	—	—	—	—	52,109	52,109
負債合計	—	—	—	—	1,335,990	1,335,990
金利差	—	—	5,114,939	3,109,941		

報告日現在における、ファンドの無利息金融商品に対する加重平均有効金利の概要は、以下の通りです。

	2012年 %	2011年 %
資産		
負債有価証券	3.37	6.39

金利感応度分析

報告日現在において金利が 25 ベーシスポイント（以下「bps」）変動していた場合には、償還可能型受益証券の保有者に帰属する純資産並びに当期間に関する償還可能型受益証券の保有者に帰属する純資産の変動及び合計包括収益は、下記の金額増加/（減少）していたこととなります。この分析においては、その他の全ての変数は一定と仮定しています。

	償還可能型受益証券 保有者に帰属する 純資産		償還可能型受益証券 保有者に帰属する 純資産の変動	
	25bpt 増加 米ドル	25bpt 減少 米ドル	25bpt 増加 米ドル	25bpt 減少 米ドル
2012 年				
負債有価証券	(76, 958)	76, 958	(76, 958)	76, 958
	償還可能型受益証券 保有者に帰属する 純資産		償還可能型受益証券 保有者に帰属する 純資産の変動	
	25bpt 増加 米ドル	25bpt 減少 米ドル	25bpt 増加 米ドル	25bpt 減少 米ドル
2011 年				
負債有価証券	(69, 336)	69, 336	(69, 336)	69, 336

当ファンドの金利リスクは適用されている方針及び手続に従って、毎日、運用管理会社によってモニターされます。運用管理会社はその影響は重要でないと考えているため、銀行預金に対する金利感応度分析は適用されていません。

4.4 価格リスク

価格リスクは、個別の投資、金融商品の発行者に固有なものであるか又は市場において取引されている全ての金融商品に固有のものであるかを問わず、市場価格の変動の結果、金融商品の価値が変動するリスクです。

当ファンドの金融資産の大半はその公正価値の変動が包括利益計算書において認識される公正価値により計上されるため、市場環境のあらゆる変動が純投資利益に対して直接的な影響を与えます。

価格リスクは、運用管理会社による多様な市場において取引される金融商品に対する分散されたポートフォリオ構築により軽減されます。更に、価格リスクはオプション又はフォワード取引契約等の金融派生商品を用いてヘッジされる可能性があります。

4.5 信用リスク

信用リスクは金融商品のカウンターパーティーが当ファンドとの間で締結した債務又は約定金額の返済を怠り、その結果、当ファンドに財務的な損失が発生するリスクです。信用リスクは主として保有している負債有価証券から発生しますが、金融派生資産、現金及び現金同等物並びに証券会社未収金からも発生します。リスク管理報告の目的上、当ファンドは信用リスクエクスポージャーの全ての構成要素（個別債務者の債務不履行リスク、カントリーリスク及び業界リスク等）を考慮に入れ且つこれを統合しています。

信用リスクの管理

信用リスクは承認を受けた証券会社及びその他の金融機関との間で取引を行うことにより軽減されます。また、当ファンドの金融資産は確立され且つ承認を受けたカウンターパーティーに対して寄託されています。上場有価証券の全ての取引は承認を受けた証券会社を使って引渡が行われた時に、決済/代金の支払が行われます。売却された有価証券の引渡は証券会社が支払を受けた時に行われるため、債務不履行のリスクは極めて小さいものと考えられます。購入に関する支払は、有価証券が証券会社により受領された時に行われます。いずれかの当事者がその義務の履行を怠った場合には、取引は成立しないこととなります。

信用リスクの影響

当ファンドの信用リスクに対する最大のエクスポージャーは、財務諸表における該当する金融資産のそれぞれの計上価額により表示されています。

当ファンドの実質上全ての資産は当ファンドの保管会社である The Bank of New York Mellon（以下「BNYM」）により保有されています。保管会社の破産又は支払不能により、当該保管会社によって保有されている当ファンドの権利が遅延され又は制限される原因となる可能性があります。当ファンドの運用管理会社は、保管会社及び当ファンドが利用しているカウンターパーティーの信用状態及び財務状況をモニターすることにより、保管会社の信用リスクをモニターしています。The Bank of New York Mellon は Moody's から Aa3 の信用格付を受けています。

2012年および2011年12月31日現在、以下の格付けの負債有価証券に投資しています。

S&P またはフィッチ格付け	2012年	2011年
	%	%
AA	16	13
A	40	44
BBB	26	25
BB	11	18
NR	7	—
	100	100
ムーディーズ格付け	2012年	2011年
	%	%
Aa	16	13
A	30	44
Baa	36	25
Ba	11	18
NR	7	—
	100	100

信用リスクの集中

当ファンドの運用管理会社は、当ファンドが保有している金融資産のカウンターパーティー、業界及び地理的所在地に基づいて、与信集中の分析を行っています。

ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、以下の産業に集中しています。

産業	2012年 %	2011年 %
銀行業	—	9.59
建築および林産業	9.31	—
製造業	9.61	6.43
電子工学—電気	3.65	—
金融業	10.43	—
鉱業	—	25.35
石油およびガス—掘削	14.48	22.60
鉄道—運輸	9.65	—
不動産	9.94	20.66
特別目的会社	16.51	—
消費財—電気	—	15.37
消費財—ガス	16.42	—
	<hr/> 100.00	<hr/> 100.00

2012年および2011年12月31日現在、注記5.2において詳細記述されている金融派生商品に関するものを除いて、上記に概要記述したもの以外には、カウンターパーティーに対する信用リスクの集中はありません。

決済リスク

当ファンドの業務は取引の決済時にリスクを発生させる可能性があります。決済リスクは、ある主体が現金、有価証券又はカウンターパーティーが合意したその他の資産の交付を行う当該主体の義務の履行を怠ったことを理由として損失が発生するリスクです。

当ファンドは、大半の取引に関して、両当事者とその契約上の決済義務の履行を行った時にのみ売買が決済されることを確保するため、証券会社を通じて決済を行うことにより、決済リスクを軽減しています。決済金額の限度額は、上述の与信の承認プロセス及びモニタリングプロセスの一部を構成しています。

延滞が発生し減損された資産

2012年12月31日現在、償却原価により計上されている一切の金融資産に関して延滞の発生はなく、減損が行われていません。

4.6 流動性リスク

流動性リスクは、現金又はその他の金融資産を交付することにより決済される当ファンドの金融負債に付随する義務の履行において、当ファンドが困難に当面するリスクです。

流動性リスクの管理

当ファンドの基本文書は、受益証券の設定及び解約が日々行われることを規定しており、従って当ファンドは何時においても受益証券保有者の償還に対応するために流動性リスクの影響を受けます。

運用管理会社は当ファンドに積極的にレバレッジを利用させないこととされており、当ファンドを代表して借入を行うことはできません。

当ファンドは、その時々において、店頭取引のデリバティブ契約に投資を行なうことができ、当該店頭取引デリバティブ契約は、組織化された市場において取引されておらず、流動性に欠ける可能性があります。その結果、当ファンドは、当ファンドの流動性の必要性を充足するため並びにいずれかのカウンターパーティーの信用状態の悪化等の特定の事由に対応するために、これらの金融商品に対する投資を公正価値に近い金額により速やかに資金化することができない可能性があります。

当ファンドの方針に従って、運用管理会社は当ファンドの流動性ポジションを日々モニターします。

金融負債に関する期限の分析

未処理の満期金融負債

2012年12月31日	3ヶ月-				合計 米ドル
	1ヶ月以内 米ドル	1-3ヶ月 米ドル	1年 米ドル	1年以上 米ドル	
金融負債					
受益者未払金	156,750	—	—	—	156,750
未払費用	32,472	—	—	—	32,472
金融派生商品	6,439	1,718	—	—	8,157
金融負債合計	195,661	1,718	—	—	197,379

2011年12月31日	3ヶ月-				合計 米ドル
	1ヶ月以内 米ドル	1-3ヶ月 米ドル	1年 米ドル	1年以上 米ドル	
金融負債					
証券会社未払金	1,012,631	—	—	—	1,012,631
受益者未払金	271,250	—	—	—	271,250
未払費用	52,109	—	—	—	52,109
金融負債合計	1,335,990	—	—	—	1,335,990

4.7 資本の管理

2012年12月31日現在、当ファンドは5,606,397米ドル（2011：11,236,456米ドル）の償還可能型受益証券を資本として保有しています。

償還可能型受益証券の管理における当ファンドの目的は、全ての受益証券保有者に対して投資収益を極大化するための安定的な基礎を確保すること並びに償還から発生する流動性リスクを管理することです。受益証券から発生している流動性リスクの当ファンドの管理に関しては、注記4.6において説明されます。

当信託及び当ファンドには、外部から課されている自己資本に関する条件は一切ありません。

5 見積と判断の利用

5.1 公正価値の見積

以下は、当ファンドの金融資産及び負債の公正価値の見積において利用されている重要な方法と仮定を要約したものです。

負債金融商品

負債有価証券に対する投資の公正価値は、報告日現在において値付けされているビッド価格を参照して決定されます。

金融派生商品

金融派生商品の公正価値は、報告日現在における、当該金融派生商品に関するディーラーの価格気配値を参照して決定されます。

値付けされた市場価格が容易に入手できない場合には、当該金融商品に関しては、実質的に同一のその他の金融商品の市場において取引されている公正価値（適正な調整が行われます）を参照することを含む評価手法を利用して、公正価値の再測定が行われます。

当ファンドは、観察可能な市場データのみを利用し、運用会社の判断や見積を殆ど必要としないフォワード取引契約等、一般的でより単純な金融商品の公正価値の決定に関して広く認知されている評価モデルを利用しています。観察可能な価格とモデルに対する入力値は、通常、上場負債有価証券、取引所で取引されているデリバティブ並びに例えばフォワード取引契約等の店頭取引市場において入手できます。

その他の金融資産と金融負債

期限までの期間が1年未満の金融資産と金融負債の計上価額は（証券会社未収金/未払金、現金及び現金同等物、未払費用並びに源泉徴収者に対する未払金を含む）、期限までの期間が短期であるため、当該金融資産及び金融負債の公正価値に近似していると仮定されています。

5.2 金融派生商品

当ファンドはフォワード取引契約を締結しています。通貨のフォワード取引契約は、ある通貨を特定の価格で、特定の量、将来の特定の日に購入又は売却する二者間の契約です。フォワード取引契約においては、取引開始時に元本金額の交換は行われず、ネットベースの受取ポジション又は支払ポジションが、期限に決済されます。通貨のフォワード取引契約は外国為替リスクを制御並びにヘッジするために利用されています。

報告日現在における外国為替先物取引は、以下の通りです。

2012年12月31日

売り	金額 (売)	買い	金額 (買)	決済日	公正価値 (米ドル)
USD	1,000,000	CNY	6,341,000	2013年1月9日	17,320
USD	250,000	CNY	1,575,250	2013年2月6日	2,198
USD	750,000	CNY	4,725,750	2013年1月7日	8,288
USD	900,000	CNY	5,654,700	2013年1月22日	6,347
USD	250,000	CNY	1,571,125	2013年1月23日	1,805
USD	1,000,000	CNY	6,283,000	2013年2月19日	4,849
USD	750,000	CNY	4,712,250	2013年1月14日	5,733
USD	750,000	CNY	4,712,625	2013年1月17日	5,627
USD	500,000	CNY	3,152,000	2013年2月7日	4,595
CNY	1,572,250	USD	250,000	2013年2月6日	(1,718)
CNY	4,725,750	USD	751,849	2013年1月7日	(6,439)
合計					48,605

2011年12月31日

売り	金額 (売)	買い	金額 (買)	決済日	公正価値 (米ドル)
USD	1,000,000	CNY	6,391,400	2012年2月1日	14,798
USD	1,500,000	CNY	9,528,000	2012年2月2日	12,777
USD	700,000	CNY	4,439,050	2012年1月17日	5,064
USD	1,000,000	CNY	6,385,000	2012年2月1日	13,782
USD	500,000	CNY	3,188,500	2012年1月3日	6,594
USD	500,000	CNY	3,190,000	2012年3月2日	6,380
USD	500,000	CNY	3,185,000	2012年1月3日	6,038
USD	1,000,000	CNY	6,362,000	2012年2月13日	10,018
USD	1,000,000	CNY	6,371,000	2012年2月13日	11,447
USD	500,000	CNY	3,181,500	2012年2月22日	5,060
USD	1,000,000	CNY	6,357,000	2012年3月5日	9,090
合計					101,048

5.3 金融商品に対する公正価値および流動性リスクの開示

当ファンドは、計測を行う際に使用されるデータの重要性を反映する以下の公正価値ヒエラルキーに従って、公正価値を計測します。

- Level 1：活発な市場における統一商品に対する市場相場（非調整）
- Level 2：直接的（市場）または間接的（市場から得られる）に観測可能なデータに基づく評価手法。この区分は、余り活発であると考えられない市場における統一商品に対する活発な市場における市場相場、または全ての重要なデータが直接的または間接的に市場データから観測可能である評価技法を含んでいます。
- Level 3：重要な観測不可能なデータを使用する評価技法。この区分は、重要な観測不可能な調整または商品における差異を反映させることを要求され見積もられる統一商品に対する市場相場に基づいて評価される商品を含みます。

活発な市場において取引される金融資産および金融負債の公正価値は、市場相場またはディーラー価格相場に基づいています。

評価手法は、純現在価値および割引キャッシュフロー・モデル、観測可能な市場価格が存在する統一商品に対する比較、ブラック・ショールズおよび多項式オプション・プライシング・モデルおよびその他の評価モデルを含んでいます。評価手法において使用される見積りおよびデータは、リスクのないベンチマークとなる金利、クレジット・スプレッドおよびディスカント率を見積もる際に使用されるその他のプレミア、債券価格および株価、外国為替レート、株式および株式インデックス価格および予想価格ボラティリティおよびその相関を含みます。

2012年および2011年12月31日現在、公正価値の計測区分における公正価値ヒエラルキーのレベルごとに計測された金融商品は、以下の通りです。

2012年12月31日現在	Level 1	Level 2	Level 3	合計
損益を通じて評価される公正価値での金融資産				
負債有価証券	5,364,363	—	—	5,364,363
金融派生商品（資産）	—	56,762	—	56,762
金融派生商品（負債）	—	(8,157)	—	(8,157)
	<u>5,364,363</u>	<u>48,605</u>	<u>—</u>	<u>5,412,968</u>

2011年12月31日現在	Level 1	Level 2	Level 3	合計
損益を通じて評価される公正価値での金融資産				
負債有価証券	8,224,880	—	—	8,224,880
金融派生商品（資産）	—	101,048	—	101,048
	<u>8,224,880</u>	<u>101,048</u>	<u>—</u>	<u>8,325,928</u>

当期中、レベル間での移動はありませんでした。

6 金融資産および金融負債の区分および公正価値

金融商品の区分に対する財務諸表の計上項目は、以下の通りです。

(米ドル)	注記	損益を通じた 公正価値	ローン および 未収金	その他負債	簿価 合計
2012年12月31日					
現金および 現金同等物	7	—	155,571	—	155,571
証券会社未収金		—	227,080	—	227,080
負債金融商品 デリバティブ	8	5,364,363	—	—	5,364,363
金融商品	9	56,762	—	—	56,762
		5,421,125	382,651	—	5,803,776
受益者未払金		—	—	156,750	156,750
未払費用	10	—	—	32,472	32,472
金融派生商品	9	8,157	—	—	8,157
		8,157	—	189,222	197,379
2011年12月31日					
現金および 現金同等物	7	—	3,089,078	—	3,089,078
証券会社未収金		—	1,157,440	—	1,157,440
負債金融商品 デリバティブ	8	8,224,880	—	—	8,224,880
金融商品	9	101,048	—	—	101,048
		8,325,928	4,246,518	—	12,572,446
証券会社未払金		—	—	1,012,631	1,012,631
受益者未払金		—	—	271,250	271,250
未払費用	10	—	—	52,109	52,109
		—	—	1,335,990	1,335,990

7 現金および現金同等物

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
預金	155,571	3,089,078
当期中、預金に利息は付与されません。		

8 負債有価証券

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
最初の認識時点において損益を通じて公正価値により 測定されると指定されている金融資産 — 負債有価証券	5,364,363	8,224,880

9 金融派生商品

	2012年 米ドル	2011年 米ドル
売買目的保有金融資産の損益を通じて公正価値により測定されている区分		
－金融派生商品（資産）	56,762	101,048
－金融派生商品（負債）	(8,157)	—
	<u>48,605</u>	<u>101,048</u>

10 関係当事者取引

財務上又は業務上の意思決定を行うにあたって、一方の当事者が他方の当事者を支配する力を持っている場合又は大きな影響力を行使している場合に、当事者は関係を持っていると見なされます。

当財務諸表の他の場所において開示されているものを除いて、関係当事者間の合意による条件に基づいて行われている重要な関係当事者取引は以下の通りです。

	2012年12月31日 期末 米ドル	2012年12月31日 現金の未払金 米ドル	2011年12月31日 期末 米ドル	2011年12月31日 現金の未払金 米ドル
運用管理報酬	66,211	3,809	133,819	7,358
事務管理報酬 および その他費用	101,704	6,663	102,066	19,751
	<u>167,915</u>	<u>10,472</u>	<u>235,885</u>	<u>27,109</u>

運用管理報酬

運用管理会社は当ファンドの純資産価値の年率 0.75%の運用管理報酬を受領する権利を保有しています。この報酬は、各評価時点において日々計算され、毎月後払いされます。

事務管理報酬

事務管理報酬には、受託及び事務管理報酬並びに保管報酬が含まれます。

受託及び事務管理報酬は、当ファンドの純資産価値に対して年率 0.12%の料率で請求されます。受託及び事務管理報酬には年間 70,000 米ドルの最低報酬が適用されます。この報酬日々計算され、毎月米ドルによって後払いされます。

保管報酬は、当ファンドの純資産価値に対して年率 0.02%の料率で請求されます。保管報酬には、保護預かり手数料、取引手数料並びにその他の手数料が含まれます。保護預かり手数料は、各有価証券に関する基本料金に従って請求されます。取引手数料、送金手数料並びにその他の手数料は取引ごとに請求されます。保管報酬には年間 18,000 米ドルの最低報酬が適用され、毎月、米ドルにより後払いされます。

11 純投資利益/ (損失)

	2012年12月31日 期末 米ドル	2011年12月31日 期末 米ドル
負債有価証券の純実現利益/(損失)	337,802	(721,493)
負債有価証券の純未実現利益/(損失)	556,641	(323,457)
負債有価証券の純実現および未実現利益/(損失)	894,443	(1,044,950)

12 純派生商品利益/ (損失)

	2012年12月31日 期末 米ドル	2011年12月31日 期末 米ドル
金融派生商品の純実現利益/(損失)	155,587	484,721
金融派生商品の純未実現利益/(損失)	(52,443)	101,048
金融派生商品の純実現および未実現利益/(損失)	103,144	585,769

13 償還可能型受益証券保有者に帰属する純資産

	2012年12月31日 期末 受益証券口数	2011年12月31日 期末 受益証券口数
払込発行済口数:		
期首バランス	124,256.771	—
期中償還可能型受益証券の発行	—	201,010.217
期中償還可能型受益証券の償還	(65,616.595)	(76,753.446)
期末バランス	58,640.176	124,256.771

償還可能型受益証券に付属している権利は以下の通りです。

償還可能型受益証券は、日々、1 受益証券当たりの純資産価値と同額の価格により償還することができます。

一定の状況、即ち受託会社の任命又は解任、当ファンドの所定の法律の他の法律管轄地域への変更又は信託証書に対する一定の変更の承認の場合には、受益証券保有者の決議が必要となる可能性があります。当該状況においては、受益証券保有者の決議は、投票又は書面による同意のいずれかの方法により可決されるものとします。

受益証券保有者は、当ファンドが発表し且つ支払を行う全ての分配を受領する権利を保有しています。当ファンドが終了する場合には、受託会社は、当ファンドの資産の現金化により得られる全ての現金手取金を、受益証券の保有者が保有する受益証券の比率に応じて分配することとなります。受託会社は、終了に関係して又は終了により負担するもの又は行うものであるかに関わらず、受託会社が適切に負担し又は行う全てのコスト、負債、費用 (charge、expense)、請求 (demand、claim) に対する準備金として、必要な現金手取金の留保を行うことができます。

償還可能型受益証券保有者に対する分配

当計算期間を通して、291,206 米ドル (2011 : 817,922 米ドル) の分配金が償還可能型受益証券保有者に対して支払われました。

(参考情報) CCBI China Value Bond Fund の 2013 年 11 月末日付け有価証券明細

種別	債券発行体名	利率 (%)	償還日	取引通貨	額面金額	米ドル時価	純資産比率 (%)
社債	Want Want China Finance Ltd	1.875	2018/05/14	米ドル	300,000	289,485.9	13.38
社債	Yanzhou Coal International Resources Development Co Ltd	5.73	2022/05/16	米ドル	300,000	282,531.0	13.06
社債	Parkson Retail Group Ltd	4.5	2018/05/03	米ドル	300,000	270,000.0	12.48
社債	China Uranium Development Co Ltd	3.5	2018/10/08	米ドル	200,000	201,437.8	9.31
社債	Poly Real Estate Finance Ltd	4.5	2018/08/06	米ドル	200,000	199,344.0	9.22
社債	Sinopec Group Oversea Development Ltd	4.375	2023/10/17	米ドル	200,000	199,263.2	9.21
社債	Prosperous Ray Ltd	4.625	2023/11/12	米ドル	200,000	197,194.2	9.12
社債	CLP Power Hong Kong Ltd	2.875	2023/04/26	米ドル	200,000	179,636.4	8.30
社債	Champion REIT	3.75	2023/01/17	米ドル	200,000	172,927.4	7.99

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2013 年 11 月 29 日現在です。

【中国人民元マネジメント債券ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	230,287,941円
II 負債総額	1,854,766円
III 純資産総額 (I - II)	228,433,175円
IV 発行済口数	212,974,963口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0726円

(参考)

S I M ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

I 資産総額	561,989,855円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	561,989,855円
IV 発行済口数	551,386,503口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.0192円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成25年11月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

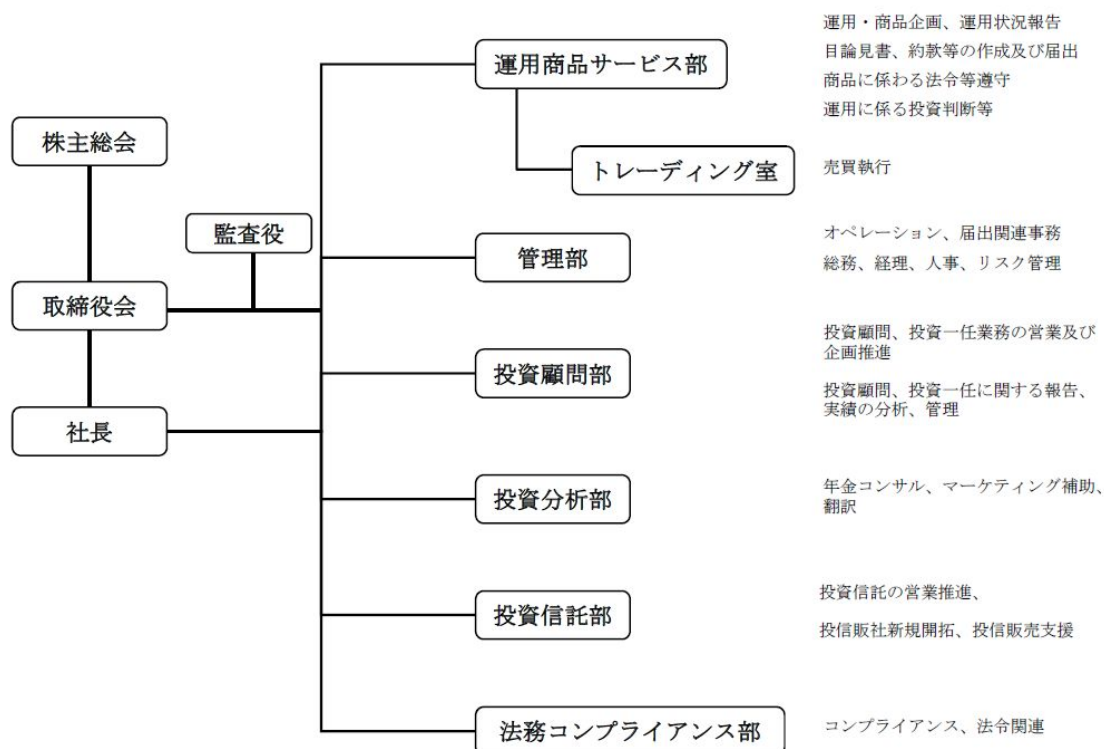
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

*委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



(3) 投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用商品サービス部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用商品サービス部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成 25 年 11 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計 24 本（追加型投資信託 20 本、単位型投資信託 4 本）であり、純資産の総額は 99,415 百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第 38 条および第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 12 期事業年度（自平成 24 年 4 月 1 日至平成 25 年 3 月 31 日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第 13 期事業年度に係る中間会計期間（自平成 25 年 4 月 1 日至平成 25 年 9 月 30 日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月17日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第 11 期 (平成 24 年 3 月 31 日現在)		第 12 期 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	※2		797,088		802,162
前払費用			8,745		8,019
未収還付法人税等			—		1,837
未収委託者報酬			147,167		154,065
未収運用受託報酬			21,488		20,874
未収収益			4,604		4,936
繰延税金資産			979		347
その他			13		1,065
流動資産計			980,087		993,308
固定資産					
有形固定資産					
建物	※1	43,210		39,925	
器具備品	※1	3,037		2,158	
無形固定資産					
ソフトウェア		3,388		1,492	
商標権		43		—	
投資その他の資産					
差入保証金	※2	44,119		44,119	
固定資産計			93,800		87,696
資産合計			1,073,888		1,081,005

期別		第 11 期 (平成 24 年 3 月 31 日現在)		第 12 期 (平成 25 年 3 月 31 日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			125,062		118,260
未払手数料	※2	83,601		83,548	
その他未払金	※2	41,461		34,711	
未払費用			9,858		9,673
未払法人税等			3,948		1,187
未払消費税等			2,726		3,512
その他			1,030		1,352
流動負債計			142,625		133,986
固定負債					
資産除去債務			27,355		27,922
繰延税金負債			8,568		8,616
固定負債計			35,923		36,539
負債合計			178,549		170,525
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		400,339		415,479	
利益剰余金合計			400,339		415,479
株主資本合計			895,339		910,479
純資産合計			895,339		910,479
負債・純資産合計			1,073,888		1,081,005

(2) 【損益計算書】

期別		第 11 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)		第 12 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,377,872		1,273,039	
運用受託報酬		111,721		99,675	
その他営業収益		20,137		17,886	
営業収益計			1,509,732		1,390,601
営業費用					
支払手数料	※1	848,355		776,619	
広告宣伝費		28,754		22,432	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		563		570	
調査費		109,013		118,500	
委託計算費		20,396		17,477	
営業雑経費					
通信費		915		1,002	
印刷費		13,767		17,049	
協会費		2,881		2,781	
その他営業雑経費		8,601		8,545	
営業費用計			1,033,849		965,579
一般管理費					
給料					
役員報酬		20,100		19,960	
給料・手当		186,239		181,197	
賞与		27,803		28,399	
退職給付費用		30,274		33,246	
交際費		1,423		642	
旅費交通費		10,096		11,973	
租税公課		3,978		4,829	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		7,637		6,104	
資産除去債務利息費用		556		567	
諸経費		72,053		69,209	
一般管理費計			404,281		400,250
営業利益			71,601		24,772
営業外収益					
受取利息	※1	100		98	

雑収入		11		27	
営業外収益計			112		125
営業外費用					
雑損失		2		33	
営業外費用計			2		33
経常利益			71,711		24,864
税引前当期純利益			71,711		24,864
法人税、住民税及び事業税	※1	30,144		9,043	
法人税等調整額		△ 1,206	28,938	680	9,723
当期純利益			42,772		15,140

(3) 【株主資本等変動計算書】

第11期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当期変動額	当期純利益 42,772
	当期末残高	400,339
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	400,339
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339
純資産合計	当期首残高	852,566
	当期変動額	42,772
	当期末残高	895,339

第12期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	400,339
	当期変動額	当期純利益 15,140
	当期末残高	415,479
利益剰余金合計	当期首残高	400,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	415,479
株主資本合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479
純資産合計	当期首残高	895,339
	当期変動額	15,140
	当期末残高	910,479

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p style="margin-left: 2em;">建物 3～38年 器具備品 3～20年</p> <p>② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第 11 期 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	第 12 期 (平成 25 年 3 月 31 日現在)
<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="margin-left: 2em;">建物 5,165 千円 器具備品 11,516 千円</p> <p>※ 2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p style="margin-left: 2em;">預金 506,438 千円 差入保証金 44,119 千円 未払手数料 46,871 千円 その他未払金 20,663 千円</p> <p style="margin-left: 2em;">当該金額のうち、20,601 千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>	<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="margin-left: 2em;">建物 8,450 千円 器具備品 12,395 千円</p> <p>※ 2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p style="margin-left: 2em;">預金 584,212 千円 差入保証金 44,119 千円 未払手数料 51,095 千円 その他未払金 6,015 千円</p> <p style="margin-left: 2em;">当該金額のうち、5,954 千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。</p>

(損益計算書関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 384,845 千円 受取利息 100 千円 法人税、住民税及び事業税 20,601 千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	※ 1. 関係会社との取引 支払手数料 344,465 千円 受取利息 98 千円 法人税、住民税及び事業税 5,954 千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当事業年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当事業年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末																	
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900																	

(リース取引関係)

第11期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第12期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第11期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク(金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク)の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成 24 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	797,088	797,088	—
②未収委託者報酬	147,167	147,167	—
③未収運用受託報酬	21,488	21,488	—
④差入保証金	44,119	29,013	△15,105
資産計	1,009,864	994,758	△15,105
①未払手数料	83,601	83,601	—
②その他未払金	41,461	41,461	—
負債計	125,062	125,062	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
①預金	797,088	—
②未収委託者報酬	147,167	—
③未収運用受託報酬	21,488	—
④差入保証金	—	44,119
合計	965,744	44,119

第12期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用商品サービス部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成 25 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	802,162	802,162	—
②未収委託者報酬	154,065	154,065	—
③未収運用受託報酬	20,874	20,874	—
④差入保証金	44,119	32,101	△12,017
資産計	1,021,222	1,009,204	△12,017
①未払手数料	83,548	83,548	—
②その他未払金	34,711	34,711	—
負債計	118,260	118,260	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
①預金	802,162	—
②未収委託者報酬	154,065	—
③未収運用受託報酬	20,874	—
④差入保証金	—	44,119
合計	977,102	44,119

(有価証券関係)

第 11 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第 11 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第 11 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)												
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p>	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 ①営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>②有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報</p>												
(単位：千円)	(単位：千円)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">エマージング・カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">新生・UTI インドファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">営業収益</td> <td style="text-align: center;">871, 660</td> <td style="text-align: center;">266, 667</td> </tr> </tbody> </table>		エマージング・カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	営業収益	871, 660	266, 667	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%; text-align: center;">エマージング・カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th style="width: 45%; text-align: center;">新生・UTI インドファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">営業収益</td> <td style="text-align: center;">814, 061</td> <td style="text-align: center;">221, 525</td> </tr> </tbody> </table>		エマージング・カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	営業収益	814, 061	221, 525
	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド											
営業収益	871, 660	266, 667											
	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド											
営業収益	814, 061	221, 525											
<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>	<p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>												

(資産除去債務関係)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)																
<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期首残高</th> <th style="text-align: center;">有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th style="text-align: center;">時の経過による調整額</th> <th style="text-align: center;">期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">26,798</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">556</td> <td style="text-align: center;">27,355</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	26,798	—	556	27,355	<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期首残高</th> <th style="text-align: center;">有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th style="text-align: center;">時の経過による調整額</th> <th style="text-align: center;">期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">27,355</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">567</td> <td style="text-align: center;">27,922</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	27,355	—	567	27,922
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
26,798	—	556	27,355														
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
27,355	—	567	27,922														

(関連当事者情報)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	384,845	未払 手数料	46,871
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	20,601	その他 未払金	20,601
							敷金の差入	—	差入 保証金	44,119

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	344,465	未払 手数料	51,095
							連結法人税額の うち連結納税親 会社への支出	5,954	その他 未払金	5,954
							敷金の差入	—	差入 保証金	44,119

(注)1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行 (東京証券取引所に上場)

(税効果会計関係)

第 11 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>①流動資産</p> <p>未払事業税 979 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 979 千円</p> <p>②固定資産</p> <p>資産除去債務 9,749 千円</p> <p>その他 524 千円</p> <p>評価性引当額 △9,749 千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺 △524 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 — 千円</p> <p>繰延税金資産合計 979 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>①固定負債</p> <p>建物(除去費用) △9,093 千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺 524 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 △8,568 千円</p> <p>繰延税金負債合計 △8,568 千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 7,588 千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>①流動資産</p> <p>未払事業税 396 千円</p> <p>未払事業所税 306 千円</p> <p>繰延税金負債(流動)との相殺 △355 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 347 千円</p> <p>②固定資産</p> <p>資産除去債務 9,951 千円</p> <p>その他 382 千円</p> <p>評価性引当額 △10,273 千円</p> <p>繰延税金負債(固定)との相殺 △61 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 — 千円</p> <p>繰延税金資産合計 347 千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>①流動負債</p> <p>未収事業税 △355 千円</p> <p>繰延税金資産(流動)との相殺 355 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 — 千円</p> <p>②固定負債</p> <p>建物(除去費用) △8,677 千円</p> <p>繰延税金資産(固定)との相殺 61 千円</p> <p style="text-align: right;">小計 △8,616 千円</p> <p>繰延税金負債合計 △8,616 千円</p> <p>差引：繰延税金負債の純額 8,269 千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>

(退職給付関係)

第 11 期 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)	第 12 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
<p>親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。</p>	<p>親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。</p>

(1株当たり情報)

第11期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 90,438円31銭 1株当たり当期純利益 4,320円45銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 91,967円67銭 1株当たり当期純利益 1,529円35銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第12期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩本正印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
(資産の部)			
流動資産			
預金			791,027
前払費用			8,868
未収入金			8
未収委託者報酬			149,442
未収運用受託報酬			17,983
未収収益			4,946
流動資産計			972,276
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	38,464	
器具備品	※1	2,526	
無形固定資産			
ソフトウェア		678	
投資その他の資産			
差入保証金		44,119	
固定資産計			85,788
資産合計			1,058,065

期別		当中間会計期間末 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
(負債の部)			
流動負債			
未払金			108,832
未払手数料		76,002	
その他未払金		32,830	
未払費用			9,490
未払法人税等			1,150
未払消費税等			2,858
賞与引当金			8,176
預り金			1,633
流動負債計			132,140
固定負債			
資産除去債務			28,212
繰延税金負債			8,470
固定負債計			36,682
負債合計			168,823
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		394,241	
利益剰余金合計			394,241
株主資本合計			889,241
純資産合計			889,241
負債・純資産合計			1,058,065

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
科目	注記 番号	金額 (千円)	
営業収益			
委託者報酬		556,862	
運用受託報酬		46,376	
その他営業収益		9,643	
営業収益計			612,882
営業費用			
支払手数料		329,516	
広告宣伝費		19,388	
公告費		600	
調査費			
図書費		262	
調査費		71,904	
委託計算費		8,986	
営業雑経費			
通信費		447	
印刷費		11,020	
協会費		1,438	
その他営業雑経費		3,933	
営業費用計			447,497
一般管理費			
給料			
役員報酬		18,560	
給料・手当		78,590	
賞与		6,170	
賞与引当金繰入額		8,176	
退職給付費用		14,913	
交際費		69	
旅費交通費		4,354	
租税公課		1,578	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	※1	2,666	
資産除去債務利息費用		289	
諸経費		28,792	
一般管理費計			186,221
営業損失 (△)			△20,836
営業外収益			
受取利息		53	
為替差益		166	
雑収入		28	
営業外収益計			248
営業外費用			

雑損失		301	
営業外費用計			301
経常損失 (△)			△20,889
特別損失			
固定資産除却損		0	
特別損失計			0
税引前中間純損失 (△)			△20,889
法人税、住民税及び事業税		147	
法人税等調整額		201	348
中間純損失 (△)			△21,238

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	415,479
	当中間会計期間中の変動額 中間純損失 (△)	△21,238
	当中間会計期間末残高	394,241
利益剰余金合計	当期首残高	415,479
	当中間会計期間中の変動額	△21,238
	当中間会計期間末残高	394,241
株主資本合計	当期首残高	910,479
	当中間会計期間中の変動額	△21,238
	当中間会計期間末残高	889,241
純資産合計	当期首残高	910,479
	当中間会計期間中の変動額	△21,238
	当中間会計期間末残高	889,241

[重要な会計方針]

項目	当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 3～38 年 器具備品 4～20 年</p> <p>②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>②連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成 25 年 9 月 30 日現在)	
※1.	有形固定資産の減価償却累計額
	建物 9,911 千円
	器具備品 12,360 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
※1.	減価償却実施額
	有形固定資産 1,852 千円
	無形固定資産 813 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)					
1.	発行済株式の種類及び総数に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
2.	自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3.	新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4.	配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
該当事項はありません。	

(金融商品関係)

当中間会計期間末(平成25年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

(1) 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	791,027	791,027	—
②未収委託者報酬	149,442	149,442	—
③未収運用受託報酬	17,983	17,983	—
④差入保証金	44,119	31,252	△12,867
資産計	1,002,572	980,705	△12,867
①未払手数料	76,002	76,002	—
②その他未払金	32,830	32,830	—
負債計	108,832	108,832	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成 25 年 9 月 30 日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得 に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
27,922	—	289	28,212

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド(毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ドリーム・ ファンド
営業収益	305,693	112,508	57,551

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)		
1株当たり純資産額	89,822 円	38 銭
1株当たり中間純損失 (△)	△2,145 円	28 銭
(注)		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。		
2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純損失 (△)	△21,238 千円	
普通株主に帰属しない金額	—	
普通株式に係る中間純損失 (△)	△21,238 千円	
期中平均株式数	9,900 株	

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 9 月 30 日)	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

中国人民元マネジメント債券ファンド(毎月決算型)

追加型投信 / 海外 / 債券

信 託 約 款

新生インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
中国人民元マネジメント債券ファンド(毎月決算型)

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ケイマン籍の米ドル建外国投資信託「CCBI China Value Bond Fund」受益証券(以下「投資先ファンド」といいます。)およびSIM ショートターム・マザー・ファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資先ファンドへの投資を通じて、中国の債券等に投資し、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 投資先ファンドにおいて、人民元建以外の中国債券に対しては、原則としてノン・デリバラブル・フォワード取引等を行います。人民元建中国債券に投資できる場合は人民元建中国債券に投資することもあります。
- ③ 投資信託証券への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。
- ④ 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等(「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマースヤル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

- ③ 株式への直接投資は行いません。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

第3期決算までは分配を行わず、第4期決算以降、毎決算期末に、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定するものとし、原則として、安定分配を継続的に行うことをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益(無分配期の利益を含みます。)については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
中国人民元マネジメント債券ファンド(毎月決算型)
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は証券投資信託であり、新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,667,840,993円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年11月10日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込

者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条による受益権については1,667,840,993口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第21条に規定する外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されること

により定まる受益権を「振替受益権」といいます。)
② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行

うことができます。

③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨークの銀行休業日およびその前営業日、香港の銀行休業日およびその前営業日ならびにシンガポールの銀行休業日およびその前営業日は、受益権の取得申込に応じないものとします。

④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(上記イ. に掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、米ドル建外国投資信託である「CCBI China Value Bond Fund」受益証券および新生インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前項の証券の性質を有するもの

3. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条、第21条および第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資

するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、そ

の利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第23条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月11日から翌

月10日とすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成23年1月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類又は電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧又は謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、第30条に規定する計算期間を通じて日々計上され、第33条第2項に規定する信託報酬の支弁される日に信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の99の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末(該当日が休業日のときは、翌営業日とします。)または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第36条第1項及び第36条第2項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第38条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載また

は記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に応じるものとします。当該取得により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均

され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第37条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第38条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨークの銀行休業日およびその前営業日、香港の銀行休業日およびその前営業日ならびにシンガポールの銀行休業日およびその前営業日は、受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤

回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回るようになったとき、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困

難な場合にも適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資

法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する書面に付記しま

す。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対して、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第48条 委託者は、信託期間の満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年11月29日

委託者

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生インベストメント・マネジメント株式会社

受託者

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社りそな銀行

